

筑前須玖先史時代遺跡の研究

京都帝國大學文學部
考古學研究報告 第十一冊

筑前須玖先史時代遺跡の研究

島 田 貞 彦

第一章 序

説

西部日本特に北九州に濃密なる分布を有する銅劍銅鉞の青銅遺物の研究は延いて其の出土遺跡の究明を促し、隨處に存在する特殊なる彌生式系統の甕棺は、金石併用期の所産として、彼此密接なる時代的相關を有するものたることが推定せられるに至つた。此等遺跡から出土する遺物は即ち我が金屬文化の新興を意味する標幟であり、又た大陸文明との交渉を反映するものであるが、就中甕棺なるものは、少くとも我が石器時代の直後に盛行し古墳時代の先驅をなすものであり、又た其の葬法に於ける特異性は、我が先史及び原史時代の考古學的研究の對象として重要な意義を有するものであることは今更云ふ迄もない。従つて其の本邦墓制發展の史的考察上に甚大なる寄與をなすと共に、當代の文化階級が、那邊にまで本邦古代人の社會人類學的に反映するものであるかを窺知せしむるに足るものがある。

筑前國筑紫郡春日村大字須玖^{すく}字岡本の遺跡は、明治三十二年以來各種の貴重なる遺物を出したことに於いて、かの文政五年發掘せられた同國糸島郡怡土村大字三雲のそれと共に、這種遺跡中最も著明なるものゝ一に屬してゐる。吾人は昨昭和四年九月上旬、此地に於いて發掘

を試みるの機會を得、甕棺十一箇と、其中に副葬せる細形銅劍一口とを發見したが、是れ蓋し甕棺内發見の青銅遺物として、學術的記錄を作ふもの、嚆矢と稱す可きものであらう。

須玖岡本の遺跡に關しては、早く明治の末年、八木棗三郎⁽¹⁾、古谷清氏⁽²⁾等の踏査發表せられたものがあつたが、次いで大正の初頭よりは、此の地を訪ふ人士更に多く、中山平次郎⁽³⁾、濱田耕作⁽⁴⁾、博士梅原末治、和田千吉氏⁽⁵⁾などを數ふことが出来る。就中福岡在住の中山博士は、本遺蹟の究明に最も大なる力を致され、北九州に於ける金石併用期の遺跡遺物の研究に積年の努力を吝まず、其の業蹟の偉大なるものあることは、茲に贅言するの必要を見ない。又た故富岡謙藏氏は大正七年夏梅原末治君の助力を得て、支那鏡鑑沿革の研究必要上本遺蹟の發掘を企てられたが、不幸梅原君の病臥に會し、其の志を果さずして亡くなつた。⁽⁶⁾而かも吾人の發掘開始前半月餘、森本六爾君も本遺蹟を踏査し、若干の發掘を試みられたと聞くが、未だ其の詳細なる成果を知る機會に接しないことを遺憾とする。⁽⁷⁾

吾人は嚆に昭和二年の冬、甕棺分布を調査の序、此地に立寄り、將來の發掘に關し土地所有者久我辰實氏の好意ある了解を得、遂に昨四年九月に至つて、其の發掘を遂行するに至つたのである。此の發掘に際して、本學大學院學生文學士肥後和男、文學部史學科學生有光教一兩君の外、京都府立醫科大學々生三宅宗悅君は、始終之を助けたるのみならず、九州帝國大學教授醫學博士中山平次郎氏が、前後を通じて吾人の作業に立會はれ、多大の援助を賜はつたことは、吾人の最も感謝する所である。又た福岡縣史蹟調査委員主任島田寅次郎、大阪毎日新聞社熊本支局長中島秀雄の兩氏には、遺跡調査を計畫した當初から、多大の配慮を煩はし、又た中島氏の紹

介に本き、大阪毎日新聞社々長本山彦一氏の厚意に由つて、今次發掘費の大半を寄附せられるに至つたのは深く本山氏に感謝しなければならぬ所である。又た發掘作業中春日村助役柴田勝次郎、春日尋常高等小學校校長高田金三郎、福岡高等學校教授玉泉大梁、同井上以智爲、久留米醫學專門學校教授八重津輝勝、福岡縣内務部長平田貫一、同警察部長中村恒三郎、同社寺兵事課長谷達太郎、及武藤直治、弘津史文等諸氏の公私多大の厚意を寄せられたるを感謝すると共に、最後に久我氏一家並に春日村青年團諸君の吾人に與へられたる勤勞奉仕に向つて、深謝の意を表す。

【註】(1)同氏著『日本考古學』(明治三十九年刊)の銅劍銅鉞鑄型發見地の條に、「今日右の品(鑄型)を藏する須玖の小字岡本と稱する地の、熊野神社を調査せる知人の談に由れば、同じ場所より出でたる漢鏡類を多く藏せりと云ふ。されば此鑄型は漢鏡を伴へる事實を知るに足らん」云々と記し、次で其の『考古精說』(明治四十三年刊)の銅劍銅鉞考補遺中には「須玖村より發見せし分は、筑後糟谷郡鹿部の銅劍類と同一の出工合と見て不可なることなし。但し大甕は悉く細片となりしが上に、其の破片多く散逸して舊形を知る可からざるも、大き及び作柄等は、鹿部と大差なければ或は同一なりしならんか。但し内部の朱は今回の分尤も多くあり、且つ其の朱中には白珠、管玉の如き類を加へ、又鏡鑑の類を數面交へ有りしにより、其の關係と年代とを知るには好都合なりし」云々とあるは、其の遺跡踏査に基きて紹介せられたるものゝ最初であらう。

(2)明治四十四年の夏實査せる報告を「鹿部と須玖」(考古學雜誌、第二卷第三號)と題して「さて銅劍の出たりと稱する地

は、もと畑の一左端なりしが、傍に家屋を建る必要上、今は其の右方に移したるものにして、こゝに移すに當り、新に煉瓦を以て長方柳を築き長一丈五尺、幅四尺五寸、厚九寸の巨石を以て之れを蓋せり。而して今蓋石となれる此の巨石は、もと左方にありて、瓶銅劍の類は其の下に安置せられたるものなりと云ふ。而して現場に移す以前、其の大石の下に此等の古物の埋没せることを、土地の人々は知り居りたるものにて、現時煉瓦柳内に移されたる遺物が、必しも一ヶ所より出でたるものとは思はれざるなり。煉瓦柳内に移置されたる後は、暫く密閉して何人も顧ざりしが、先年八木氏の西下の折、柳の一部を破壊して取出して後、遺物は四方に散じたりと云へり。余等は此地に至りたる節僅に煉瓦柳中を隈なく求めて鏡鑑の破片數箇と、朱塗瓶の殘片數箇、朱塊灰の塊の如きもの少許を獲たるに過ぎざりき」云々と記されてゐる。

(3)中山平次郎博士の九州北部金石併用期遺跡遺物に関する業績頗る多いうちに就き、直接本遺跡に関するものとしては

- 「明治三十二年に於ける須玖岡本發掘物の出土状態」(考古學雜誌、第十二卷第十、十一、十二號、大正十一年)は其の基本的ものである。其他「爾後採集せる須玖岡本の甕棺遺物」(同誌、第十八卷第六第七號)、「須玖岡本の鏡片研究」(同誌、第十八卷第十、十一號)等がある。
- (4) 濱田博士は梅原末治君と共に、中山博士東道の下に、大正五年十二月宮崎熊本兩縣下古墳調査の途次立寄られたのである。
- (5) 和田千吉氏は其の調査の記載をのこしてゐないが其の將來の鏡片は故高橋博士の銅銚銅釧考(考古學雜誌第六卷第十一號)に收められて居る。それに就いては後に改めて説く

- であらう。
- (6) 富岡謙藏氏「九州北部に於ける銅釧銅銚及彌生式土器と伴出せる古鏡」(考古學雜誌、第八卷第九號、大正七年)及同氏著「古鏡の研究」(大正九年刊)に附載せる「富岡先生の古鏡研究に就いて」を見よ。
- (7) 森本六爾君「過去一年間に於ける本邦青銅器時代研究の進展」(考古學、第一卷第一號、昭和五年)に其の事を簡單に記されてゐる外、未だ詳細なるものを見ない。
- (8) 水野清一、島田貞彦「北九州に於ける甕棺調査報告」(人類學雜誌、第四十三卷、第十號、昭和三年)。

第二章 須玖岡本の遺跡

第一節 遺跡の所在及地形

〔圖版第一—第三〕

福岡市の東南約二里、太宰府に近い二日市町との中間に雜餉隈ぞうしよくまと稱する小邑がある。其の西方約十町許、筑紫郡春日村大字須玖小字岡本の小部落に達する。是れ即ち我々の記載せんとする遺跡地である。

此の地は東に三笠、西に那珂の兩川の溪谷に挟まれ、筑肥の國境に聳立する脊振せぶり山脈の最東部を形つくる牛頸山の低山性をなす丘陵の北端、洪積層上に位し、標高二十米突を數へるが、更に北方約二里にして福岡市の發達せる沖積平野に接してゐる。而かもなほ低夷なる岬狀地形は此の遺跡地から更に北方に繼續して展開し、其の間に散在する井尻(一五米)、板付(一二米)、那珂(一〇米)、竹下(一〇米)、比惠(五米)等の地點は、何れも當代の遺跡の分布を示すものである。就中比惠の遺跡地は、現今の海岸線を距る約二十町に位置するものであるが、低平なる砂土の沖積によつて形成せられてゐる福岡博多の平野が、古く當代に於いて、果して如何なる状態にあつたかは、敢て想像するに難くないであらう。

此等の諸遺跡を包含する筑紫郡の地は、古の那珂郡に屬し、『和名抄』謂ふ所の「那珂郡分東西二郡、九郷」なるものであつて、田來、日佐、那珂、良人、海部、中島、三宅、山口、板曳が郷名として擧げられてゐる。此等のうち日佐は日佐の誤とす可く、那珂、三宅、山口と共に今なほ其の名稱を冠する

土地があり、板曳は今の板付の古名と推すことが出来る。(1) たゞ九郷のうち田來、良人海部の三は今日其の何處にあるかを推定し難いが、田來は或は周來即ち須玖に當る可きものであらうかと中山博士は考證してゐられるのは、一説として存す可きであらう。(2) 何れにしても此の地方が古代に於ける所謂儼國と密接なる關係を有し、單に我が古史に之を傳ふるばかりでなく、支那の史籍亦た此の地方に就いて記するものがある點に於いても、此の地方の遺跡は特に我々に大なる興味を與へるものと云ふことが出来る。なほ此等に關しては最後に言及して見たいと思つてゐる。

扱て我々發掘の遺跡地は、大字須玖の中に於いても、臺地の北端を占める岡本部落にあり、其の東端の小高い丘陵には熊野神社と稱する小祠が鎮守されてゐる。此の丘陵は標高三〇米南方に向つて漸次高さを加へ、遂に直南約二里にして、標高四五〇米の牛頸山に達するのであるが、他方臺地の北端は稍々北西方に傾き、熊野社の位置から約二町にして低平なる水田に接し、其の高差約六尺を示してゐる。即ち遺跡地は大體北西に向つて流れる一の丘陵の末端を占めてゐるものである。今ま此の水田面を零尺として計測すれば、村落所在地は十尺を平均し、熊野社に於いて三十五尺を示し、後半に於いて比較的急勾配を呈してゐることは、村落以外の臺地が早くから崩壞且つ犁除せられ、土壤の失はれること甚しかつた事實を語るものであつて、後述の如く遺跡地に包含せられてゐる甕

(Fig. 1 a)

(a) 圖 一 第



岡本臺地南北線縱斷圖



(す續接てい於に央中と圖の頁前) 上 同

棺の上半部の多くが喪失してゐることによつても、之を推測することが出来る。臺地一帯の土壤は赤褐色を帯び著しく粘著力を有し今ま多くは桑樹を植えてゐるが突端の一部は明治三十五年道路改修の際穿掘せられ、爲に現今道路を距て、相對してゐるのは、全く最近の變形に過ぎない(第一圖)

【註】(1)吉田東伍博士「大日本地名辭書」上卷參照。

(2)中山平次郎博士「古代の博多」(考古學雜誌、第十六卷第六號)

(3)地質學上から見ると、古生及中生代の岩盤は種々の火成岩の噴出に由つて出來た筑紫山脈の一支脈である三郡、脊振の兩山脈は、元と一大塊を爲して居つたものであるが、福岡灣と筑後川平野を連絡する御笠川陷落地の爲に分たれ、從つて東に三郡、西に脊振の各支脈を造つたものである。而して此等の地形は著しく老衰して、山相は何れも低

山性を呈し、最高峰は脊振山(一〇五五米)と三郡山(九三七米)等に過ぎない。此等の山丘から崩壞して土砂となれる花崗岩の砂泥が、多々羅、箱崎、御笠、那珂、早良の諸川に由つて沖積せられて、福岡平野が築成せられ、糟屋、筑紫、早良の諸郡に及んでゐる。此間低處なる丘陵が點綴されてゐる。(農商務省地質調査所刊行地質圖『福岡圖幅』及同地質説明書、並に山崎直方、佐藤傳藏兩氏『大日本地誌』卷八に據る)。

第二節 遺跡の發掘と遺物包含状態 [圖版第二—第二]

吾人は昭和四年九月七日から同月十四日に亘る八日間、遺跡の發掘作業に従事し此の期間を通じ甕棺十一箇と細形銅劍一口とを發見したのであつたが、今各地點の發掘を記述するに先ち、發掘日誌を掲げて其の作業進捗の大要を記して置き度い。

九・四・日 肥後和男氏と共に京都を出發し、別府に立寄り、五日大分縣白杵町

及大分市附近の磨崖石佛二三を調査し六日午前十時大分を發し午後博多驛にて福岡縣史蹟調査委員主任島田寅次郎氏に出會し同車して五時雜餉隈驛著驛前丸屋旅館に宿舎を定め春日村助役柴田勝次郎土地所有者久我辰實氏等と發掘調査に關する協議を遂げ所要の人夫以外春日村青年團員諸氏の勞力奉仕の提供を受けることゝなつた。夕刻有光教一氏來著。

七日・小雨 午前八時過ぎ遺跡地へ到着。遺物包含區域を究むる目的を以て臺地最北端の西面せる斷面を人夫八名青年團員數名と共に發掘し多數の彌生式土器破片を採集した。此の地點をAと名ける。正午三宅宗悅氏來著此日中山平次郎博士島田寅次郎氏等來觀午後五時作業終止。

八日・曇 午前八時からA地點の發掘作業を續けると共に岡本聚落北側の臺地の中央B地點を撰定して發掘を開始することにした。又た此日より三宅有光兩氏は遺跡地形圖の作製に主として當ることゝなつた。午後五時作業終止迄に第一號乃至第四號の甕棺四箇を發見した。使用人夫七名の外青年團員數名發掘を助く。此日中山博士の外醫學博士平光吾一氏、玉泉大梁井上以智爲安田喜代門八重津輝勝武藤直治竹下工諸氏來觀。

九日・曇後雨風強し。午前八時B地點發掘作業續行第五號甕棺發見。今日使役人夫八名降雨の爲め午後四時過作業中止。中山博士八重津氏來觀。

十日・雨後晴 午前八時からB地點の發掘を續行し人夫六名を以て之に當り第六第七號の二箇の甕棺を發見し午後五時終業。中山博士島田氏參加。

十一日晴 午前八時B地點發掘作業續行人夫十二名使用。第八號乃至第十號に至る三箇

の甕棺出土す。更に部落の西端の地點を發掘し、第十一號甕棺を發見することが出來た。なほ須玖岡本遺跡として最も重要視されるかの明治三十二年大石下遺物發見の地點は、既に中山博士細心の努力に由つて、微少なる遺物に至るまで採集せられてゐるのであるが、なほ念の爲め該地域を檢索せし結果、若干の鏡鑑破片と角製管玉一箇を採集することが出來た。此の地點をD地點と名ける。此日中山博士、弘津史文、八重津氏等來觀せられた。

十二日晴 遺跡地の發掘作業已に終了したるに由り、數日來發見した甕棺の引上げ作業に従事し、B地點に於ける第十號甕棺から逆の番號に従つて其の作業を行ひ、午後五時第五號棺に至つて中止。此日人夫十名を使役。福岡縣内務部長平田貫一、同社寺兵事課長谷達太郎兩氏、島田氏の東道により來觀、中山博士、玉泉、八重津、武藤諸氏同上。

十三日晴 午前八時から甕棺引上げ作業を續行し、此の間第一號棺内より細形銅劍を發見したが、時に午前十時近くであつた。中山博士、島田、玉泉、井上、安田諸氏來觀。

十四日晴 發掘遺物其他の處理に費し、本日をも以て本遺跡發掘調査の事を終了することゝなつた。

以下各地點に於ける發掘の經過に就いて記述することにする。

一 A 地點の發掘

〔圖版第三、第四〕

A地點は臺地の最北端、東西に貫通する道路を以て切り取られた三角形に近い臺地の殘部にある。この地が元と其の南方の臺地と連續して居つたことに就いては、地形上今更言ふを

(Fig. 2) 圖 二 第



岡本 A 地点南北縦線斷圖

須たない。其の廣さ東西約四十間南北約十五間。東北側は水田面と六尺内外の高差を以て斷崖をなしてゐるが、西側は徐々に平夷せられて稍々廣い畑地をなし約四尺の低い切取りを作つてゐる。我々は此の切取り線上に於いて南北約十五間、奥行約二間、總面積約三十坪の間を發掘したのである。此の發掘の結果に由れば、表土は厚さ多少の差はあるが、平均二尺を測り、此の中から數箇の祝部土器破片を出し、又た青磁器の破片をも混出してゐる。次いで黒土層は平均三尺の厚さを有し、其の層位甚しく不整であるが、其の包含する土器は全く彌生式土器に限られてゐるのである。而かも我々は此の斷層線の中央から少し南方に方る一地點に於いて、特に多數の土器が地表下三尺乃至五尺前後の處に存在するのを發見した(第二圖)。

此の地點は間口約二間、奥行約二間、弱の廣さを有し、土器の包含量は他の地點に比して遙かに豊富であるが、果して此の區域にのみ之が局限せられて居つたか、なほ更に西方に連續して居つたかは、既に西方の臺地が削平せられて畠地になつてしまつたので、之を確定する由がないのみならず、現在畠地に散在する土器の破片は、或は其の連續部の包含地區を攪亂した結果であるかも知れない。而して其の包含状態と地層の状態から見ると、是が堅穴の遺跡に埋棄せられたものであると考へる證據を缺いて居るので、たゞ我々は何等かの理由に由つて、古代に於いて此の地域に土器が捨てられた

ものとして置く外はないのである。又た此のA地點に包含する土器を以て臺地の他の場所から後世土砂と共に運搬せられた結果埋没したものでなからうかと疑ふ人もないではないが其の土地の層序に於いて何等後世の攪亂を思はしめる形迹はないから之を信することが出来ない。なほ此のA地點から出土した土器は破碎せられて完形を存するものはなく、たゞ口縁部、底部等を認識し得る程度のもので大部分を占めて居る。併し往々にして原形を窺知せしめるものがあつて、其の器形は高坏と壺類とを最多とし、殊に壺に於いて甚しく大形のものを含み、高坏に於いて手法の精巧なるものを認めることが出来る。而かもB地點發見の甕棺と、其の手法に於いて全然同一なる土器を多く認められることは、甕棺の發生を研究する點に向つて、多くの「ヒント」を與へるものである。

二一 B 地點の發掘

〔圖版第三—第一〕

B地點はA地點と道路を堺として其の南方に接する臺地にあり、水田面より約十尺の高度を保ち、南は即ち聚落に接してゐる。此の地點は其の廣袤最も大に、桑樹を主として栽培してゐる。大正六七年度の頃、此の邊に桑樹を植える際地を穿つて約四十箇の甕棺と方格波紋鏡、日光鏡の二面の鏡鑑及び一箇の細形銅劍とを發見した事は頗る著明の事實であるが、其の精確なる出土地域に關しては、充分なる知識を缺くのを憾みとする。しかし此の地區中半ば埋没してゐる一箇の扁平なる立石があり、⁽⁹⁾故老の談に由つても、當時の作業は此の地點までは達しなかつたとの事であるから、今次我々の發掘した地點の西方に接した一帶の地

域と推定することが出来る。

何れにしても此の臺地には多數の甕棺の埋存して居たことは疑を容れることの出来ない事實である。中山博士がなほ若干の甕棺の存在を推測せられたのは最も當然なことであり、我々も亦た一昨年此の地を踏査して將來の組織的發掘を計畫したのも全く其の故であつた。彼の大正七年故富岡謙藏氏の企圖せられた發掘も亦た此の地點を包括するものであつたが、爾來此の臺地に於いて一二の遺物の偶然的發見が報せられてゐる外には、出土状態を明かにする發見に就いては聞く處がなかつた。

然るに我々の發掘以前半ヶ月許昭和四年八月森本六爾君は東京から來つて此の臺地の立石を中心とする地點を發掘し、合口甕棺一箇と棺外から一箇の碧玉製管玉を發見せられたのである。⁽⁴⁾當時此の發掘に立會はれた中山博士は、なほ少くとも一箇の甕棺が其の發掘地域に接して埋没するを推知せられたことであり、旁々我々は此のB地點發掘の基點を該立石に置き、其の東方に掘り進めて、約百坪に互る面積を調査して、遂に甕棺十箇の埋存してゐることを明にし、此の地域に於ける甕棺分布の状態に就き明確なる概念を得るに至つたのである。今またに箇々の甕棺の出土状態を記述することにする。^(第三、第四圖)

第一號甕棺は發掘地域の最南部に出たものであつて、地下七八寸にして其の上縁を現はし、主軸を北西から東南に横たへ、上端に於いて約三度、殆ど水平に近い斜位を取つてゐる。上下各甕とも殆ど同大にして、高三尺、口徑二尺許、胸部の膨みは甚だ少ない。器の上半部は犁鋤の爲に著しく削破せられてゐるが、内に充滿した土壤は、略ぼ器形の完狀を示してゐる。兩甕

の口縁部は三寸強の開きをなして居つたが固より埋葬當時は相密著して居つたものに違ひなく、たゞ長年月の間土中に在つて自から斯く相離るゝに至つたものであらう。而して此の棺から發見せられた銅劔が、其の下半部に於いて半折してゐることは、丁度此の兩甕の合せ目に入れ置かれてあつた爲め、内部の屍骸が腐敗し空虚を生じ、土砂浸入して甕中に充滿した際、壓力の不均を來し、若干移動した結果折斷したものとすることは想像に難くない。又た兩甕の口縁部を粘土を以て特に膠著せしめてあつた形跡をも認められることは、注意す可き事項である。(圖版第五、第六圖)

第二號甕棺は前者の東に接し、其の最短距離一尺に滿たない程接近してゐる。而して其の主軸は亦た略ぼ前者と同じく西北から南東にあるが、少しく東南東にふれてゐる。水平角度約五度、器形殆ど前者と同じく、少しく小形なるを殊にする。口縁部の開きは前者よりも少なく、約二寸内外相離れ、粘土を以て其の合せ目を圍繞してゐること亦た同様である。内部は土壤充滿せるも、何等の遺物を發見しなかつた。なほ此の第一、第二の兩棺が略ぼ其の方向、水平角度及び器形を同うし、且つ互に相接近して埋置せられてゐたことは、其の被葬者の間に何等かの關係、例へば血族的近親等の關係のあるものでないかを推測せしむるものがあるとしても不稽ではないと思ふ。(圖版第五、第六)

第三號甕棺は第二號棺の北西約八尺の處にあり、主軸は南東を上部とし、北西を下部とし、第一號棺などは恰も反對に傾いてゐる。水平角度三十一度。上甕の下半は缺除してゐるが、下甕の底部は地下約四尺の處に達し、全長約六尺を測ることが出来る。口縁部は比較的よく

合著し、粘土を以て圍繞されてゐる。此の下甕底部に接近し、石庖丁の未成器と疑はるゝ石片一個を發見したが、甕内には遺物を認めなかつた。(圖版第八)

第四號甕棺は第三號棺の東方約十三尺の處に、上甕を北にし、主軸を略ぼ南北に置き、三十度の傾斜を以て埋没せられてゐた。兩甕とも略ぼ同大同形であつて、高各約三尺、胴部は不整形の膨みをなし、甚しく肥大な感を呈する器形を具へてゐる。上甕は多少破碎を蒙つてゐるが、下甕は完全し、其の底部は地下五尺に及び、口縁部は若干喰ひ違ひをしてゐたが、なほ善く原狀を保存してゐると謂ふ可きである。従つて内部に於ける土壤の浸入は比較的少なく、斜位に従つて堆積せられ、下甕の約三分の二を満たしてゐた。此の土壤は各棺何れも同様であるが、殆ど水漉しの陶土の如く、粘著力強く、之を檢査するには大なる勞力を要するものがある。而かも本號棺の下甕に堆積する土壤約二寸には、比較的多量の朱塊と、人骨と推定せしむる石灰質様の物質が混在してゐるのを認めたが、他に何等の遺物を見なかつた。(圖版第七、第二)

第五號甕棺は前者の南方約六尺に、下甕を北にし、南北に軸を置き、三十一度の角度をなしてゐた。上甕は地表に接してゐるので、其の上半を缺失してゐるが、下甕は高約三尺、口徑二尺許、上甕は之よりも少し小さかつたらしい。遺物を發見しない。(圖版第八)

第六號甕棺は前者の東北約五尺の處に、主軸を北西から南東にし、表土下七八寸にして、其上端を現はし、北西端にて斜位約二度、略ぼ水平に近い。器形は稍々細長く、第一、第二の甕棺に似てゐる。

第七號甕棺は前者の北方六尺にあつて、同方向を示してゐるが、其の反對に傾き、斜度三十二

度。各甕とも高三尺餘、口徑二尺強に及び、大形のものに屬する。口縁部の接合には矢張り粘土を用ゐてある。内部には土壤の外何者をも認めない。

第八號甕棺は第四號棺の北方約十五尺を離れ、上甕は殆ど缺失し、下甕の若干部を遺存するに過ぎない。斜位約六十度に及び、其の甕は最も小形に屬するものと推測せられる。(圖版第九)

第九號甕棺前者の西方八尺の處に下甕を西南に、上甕を東北にし、三十三度の斜位を取る。上甕の口縁部は全く缺失し、下甕に落込んでゐたが、器は太形の方である。(圖版第九)

第十號甕棺前者の北約六尺にあつて南北に、主軸を置き、上甕を北にしてゐる。斜位三十度、上甕の口縁部缺失して、下甕を覆ひかぶせる様になつてゐた。内部には土砂の外何者をも見ない。(圖版第九)

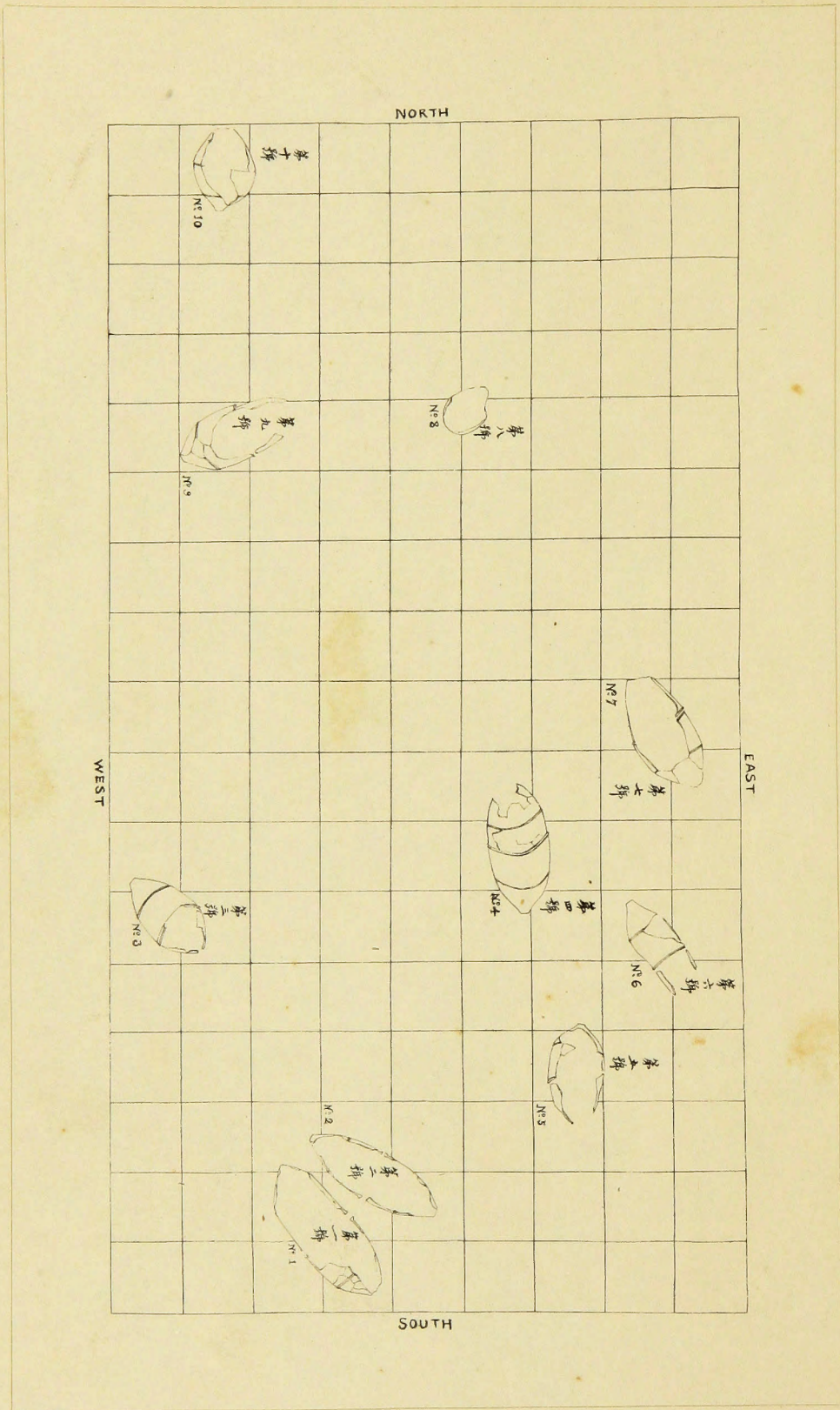
以上はB地點に於ける甕棺の出土状態を述べたのであるが、此の東西五間南北九間の一區域に、十箇の甕棺が分布埋没して居つた状態を綜合觀察すると、第一、第二の兩棺、第四乃至第七の四棺及び第八乃至第十の三棺の如く、或る程度の接近を示し、此の以外の地點の空虚であることは果して當初より然るか、將た後世發掘せられたものであるかの疑問を起さしめるのである。そこで我々は此の空隙の地域に於ける甕棺の破片を綿密に探索したのであるが、其の結果之を獲る所なかつたことは、當初より甕棺が隨處に群をなして埋められ、規則的に空地を剩さず葬つたものでないことを推察せしむるに充分である。何者曾て埋存した甕棺は組織的に發掘せられざる以上、多少とも其の破片を殘留す可きは、我々の發掘引上の作業上の經驗に徴しても明かであるからである。又た此の地域の西方は曾て發掘せられて、甕棺多數を出

したのであるが、東方は如何と云ふに我々が其の若干地域を三尺の間隔を置いて縦溝を作り試索したる結果は、全く其の存在を證することが出来なかつた。たゞ其の北方道路の開鑿せられた方向に於いては、村老及實見者の言に、道路鑿通の際切り取りの断面に甕棺の露出するものがあつたと云ふから、此の方向に多少連續分布して居つたことを知る可きである。

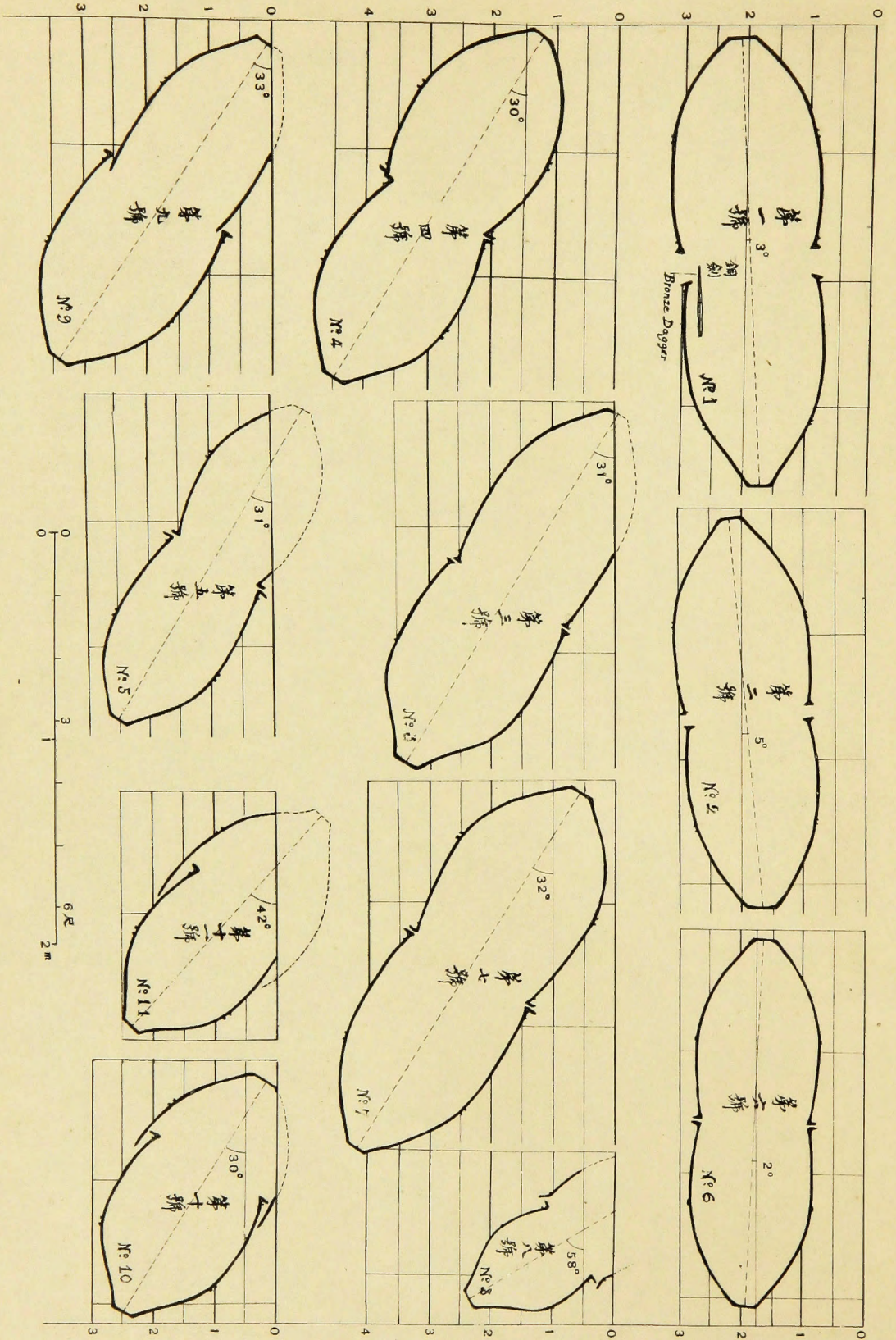
次に各甕棺の埋没状態を通觀するに、(第四圖)現在の地表下一尺内外の深さに存在して居つたものは僅に四例(第一、二、四、六)に過ぎず、而かも此のうち三例は殆ど水平に近い弱い斜位を示して居つたものである。其他のものに至つては更に淺く、一尺以内の淺位にあり、第五號棺の如きは、表土上一尺強の處に、上甕の頭があつたとす可きであるから、此等甕棺が埋没せられた當初の地表は、少くとも現在のそれよりも尙ほ二尺前後高くなつてはならぬと思はれる。従つて當時甕棺を埋める爲めに、地表下五尺乃至七尺の深さまで穴を穿つたものであらねばならぬ。又た此等の甕棺は何れも水平に埋置せられず、多少の斜位を有し、少數の殆ど水平に近いものを除き、其の多數は三十度内外の傾斜を示してゐる。たゞ其の主軸の方向に至つては、全く一定せず、西北を頭にするもの二(第一、二)、南東のもの二(第三、六、七)、東するもの二(第八、九)、北するもの二(第四、一〇)、南するもの一の如く、頗る區々たるものあるを見る可きである。なほ各甕棺は上下略ぼ同大同形の器を用ゐ、其間に大差なきを認むることが出来るが、此等甕棺其者の詳細に至つては後節別に記述する積であり、其の斜位方向に關しても更めて論及する所があらう。

(Fig. 3)

第三圖 須玖岡本B地點發見甕棺分布圖



(Fig. 4)



第四圖 須玖BC地點發見甕棺埋葬復原圖

【註】(1)中山博士曰く「以上の鏡紐の出土状態を尋るに、須玖岡本民宅に接し、其北に位する稍々高き耕地に桑を栽培せんと地を穿ちたる際、多数の二口宛口を合せて埋れたる大甕を掘り當て、其の甕内より得たる由なり。尙他にも鐵器の碎片を出し、又或甕には朱を存したりと云ふ。甕の大きは口徑二尺許、深三尺許なりし由にて、掘り當てたる總数は、四十口程なりしと。尙同じ地盤より一箇の石庖丁を出したりと聞く、桑栽培の爲には、數多の並行したる溝狀に地を一尺餘り掘り返したるに過ぎずして、發掘面積と略ぼ同等位は未掘の儘なれば、同様の大甕は今尙多く地下に埋没せるなる可しと云ふ」(銅鉾銅劔發見地の遺物追加考古學雜誌第八卷第十號、大正七年)因に此の時出土したる細形銅劔は大正八年二月中山博士の盡力により、今京都帝國大學文學部考古學教室の所藏に歸してゐる。又た同時發見の鑑鏡は後朝鮮總督府博物館の所藏となつた。これに關しては中山博士の、銅鉾銅劔發見地の遺物追加(上)(考古學雜誌第八卷第十號)及び富岡謙藏氏「九州北部出土の古鏡に就いて」『古鏡の研究』(前出)を見よ。

(2)此の立石に就いては、中山博士が「須玖岡本の遺物」(考古學雜誌、第十七卷、第八號)に、甕棺埋没地點の立石として記されてゐるが、此の石の全長五尺四寸、幅二尺九寸、厚一尺三寸、扁平なる花崗岩質の石材であつて、略ぼ圭形の頂角をなしてゐるが、人工的の加作を見ることが出来ない。其の下半部約二尺は地下に埋没して居り、後世此處に移置せられたのではなく、恐らくはかのり地點の大石と同じく甕棺と何等かの關係あるものであると考へられる。今ま此立石を利用して遺跡の標石とされてゐる、なほ後節參照。

(3)土地所有者久我辰實氏の談に由るに、今ま福岡高等學校歴史教室所藏の鏡一面は、即ち此の地出土のものといされる。

(4)森本六爾君の發掘に就いては、第一章註(7)を見よ。

(5)此の臺地から彌生式土器や石器を發見することは非常に少く、原形を窺ふ可き土器も亦た殆ど稀である。なほ此等に關しては、第三章、第一、第二節參照。

(6)此の物質に就いては、京都帝國大學助教醫學士金關丈夫氏の鑑定に據る。

(7)中山博士の大正五年に撮影せられたものが「須玖岡本の遺物」(前出)に載せられてゐる。又た同年濱田教授等も之を實見せられたの事である。

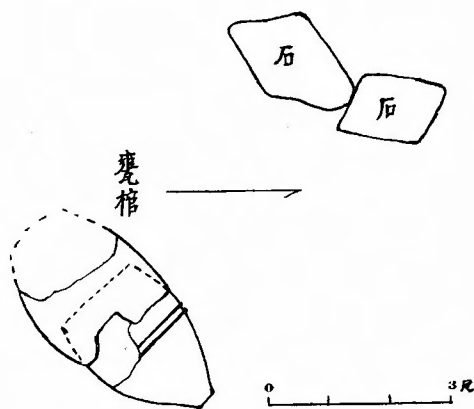
三 C 地點の發掘

〔圖版第三、第一〕

C 地點はB地點の西南臺地の端にあり、(第三圖)大正七八年の交其の北邊を耕作して數箇の甕棺を發見し、其の一つから多量の玻璃製小玉を出した地域に接してゐる。今次我々は此の地點約二坪を發掘し遂に甕棺一箇を獲た。即ち第十一號甕棺と名くるものである。(圖版第一)これは臺地の末端水田と境界する石垣に近い處にあつて、上甕の下半部は削除せられて石垣

の面に並行し西南から北東に主軸を横へ、四十二度の斜位をなして居つた。上甕は高三尺口徑約二尺強の下甕に覆ひ被ぶる式であり、B地點の第九及第十號棺と類似の遺り口である。發掘當時上甕の口縁部は全く之を認めることが出来なかつたが、其の一部は之を其の附近に於いて發見したのは、頗る注意す可き事柄であつて、元來斯の如く此の上甕の口を下甕に被せるには、少くとも上甕の口縁の一部を取り去らなければ入れ込むことが出来ないのであるから、是は埋葬の瞬間に於いて其の必要に迫られ、之を打ち缺き、其の結果現場に散亂するに至つたものと考ふ可きであらう。而してB地點第九第十號棺に於いても恐らくは同様のことがあつたと推測することが出来る。(第四圖)

(Fig. 5) 圖 五 第



圖略點地C本岡

も花崗岩質で、その一は高一尺強、幅一尺五寸、厚五寸。他は高一尺六寸、幅二尺弱、厚三寸位のものであるが、なほ此等と略ぼ同形同質の石が附近に取り出されてゐるものがあつた。我々は此の石材が甕棺と同一層位に平たく置かれてあつたこと、及び此等三箇の石材を合せて約五尺の長さとなる等のことから考へて、甕に筑紫郡日佐村井尻から發見せられた蓋石式粘土槨

又た此の甕棺の北西約四尺石垣に接して、我々は二箇の扁平なる石材の埋没してゐるのを發見した。而かも其の層位が甕棺埋存のそれと同一であることは、後世入り込んだものとするを許さない。兩石と

に類似する古式墳墓の遺物でないかと推察する。(第五圖)

【註】(1)中山博士「大甕を發見せる古代遺跡」(考古學雜誌、第十一

卷第一號、大正九年)須玖岡本の項に「是等の他に爾後余の認知したる重要な遺物あり。そは青き硝子製の小玉にて、これ亦口を合せる大甕の内より朱交りの土に混じて發見せられ、村民の一人が此土を大甕破片と共に保存し置きたるなり。小兒が此土を攪拌したりとて土塊の大部分は既に分碎せられたりしが、此土には玉を交ふること少なからずして、土は朱を含みて赤色を帯びたる所あり、部分によ

りては明に小朱塊の介在せるを認めたり。尙此の土塊の中には甕破片の内面に固著せるものもありて、此の土塊よりも玉を出し、含玉の朱交りの土が大甕の内部にありたりとの談話は充分に信用するを得たり」云々と。なほ此の遺物に關しては同氏「須玖岡本發見の硝子製小玉」(同誌第十一卷第四號)參照。

(2)水野、島田「北九州に於ける甕棺調査報告」(前出)。

四 D 地點の調査

〔圖版第三、第一〇〕

これはB地點の南方岡本聚落の民屋の間にあり、一段小高い畑地をなし今は桑を栽植してあるが⁽¹⁾此の地點は須玖岡本の所謂大石下遺物を發見したと云ふ大石のあつた最も「クラシカル」な有名な地點である。(圖版第三)

此の大石なるものは元來件の畑地の中央に近い地點であり、明治三十二年土地所有者吉村源次郎氏が家屋建設の妨げとなつた爲め、之を動かした處、其の下より種々の遺物を發見した。そこで此の地點から約七間北東の地下に煉瓦の小室を作り、發掘遺物を始め掘上げたる土塊に至るまで之を納め、大石を舊狀の如く其の上に置いたのであるが、今ま其の小室は失はれて、目標として當時其の左右の限界に植えられた柿の樹が空して茂つて居るのみで、大石も昭和三年更に遷されて、今は熊野神社に通ずる道路の左側に置かれてある。此の大石下發見の遺

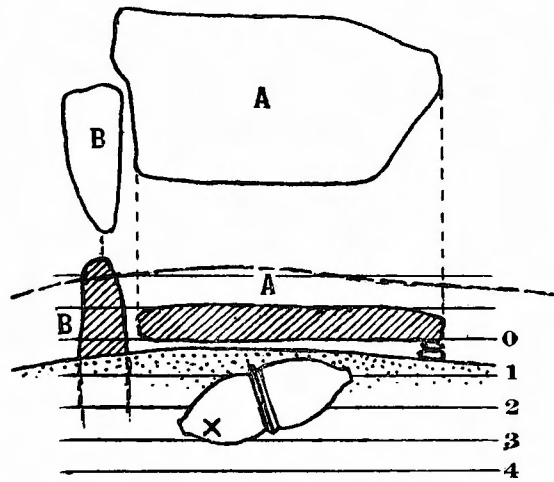
物はかの八木装三郎氏の調査以來漸次散逸してしまつたが、中山博士の大正初頭以降の熱心なる努力に由つて、更に種々の遺物が發見採集せられた計りでなく、當初發見の時の状態をも略ぼ明確に知られることゝなつた。即ち露出せる大石の下約三尺を發掘して、甕棺と推定せらるゝものを發見し、其の内部から鑑鏡、狹鋒銅鉞、細形銅劍、玻璃製壁等を出し、なほ甕外からも銅劍類を出したものと推定せられる。此等の遺物に關しては後に詳述するが、我々は此のD地點を更に精密に搜索して、畠地の上から鑑鏡片約十箇と角製管玉一箇とを獲て、中山博士既往採集品に若干の類品を加ふることを得た。

さてかの大石は原位置から三轉して、今は熊野神社附近にあるが、大小二箇の石材のうち、大石は長十一尺、幅六尺、厚一尺内外を有し、小石は高四尺、幅四尺五寸、厚一尺五寸前後、何れも花崗岩質のものである。此等の石が元と如何なる状態にあつたかと云ふことは、最初の發掘後之を北東方に移置した際、舊態の儘に置いたと言はれるから、若し其れを信するならば、大正六年になされた梅原末治君の測圖（第六圖）が之を示して居るものとす可く、たゞ中山博士は、其の側石は今少し大石に寄りかゝつて居つたとされてゐるが、何れにしても大した相違はない。

然らば此の大石と小石とは、元來其の舊位置にあつたものか、或は後世他より移置せられたものか。此の問題に就いては、我々は何等其の此處へ移置せられたと云ふ證據を有しないのであるから、之を以て古くから該位置に存在して居つたとする外はないのである。然らば此の石の下三尺許の處から甕棺と共に鑑鏡銅劍などが發見せられたとすれば、如何なる状態にあつたかと云ふに發見當時の精確なる記録がないので、我々はたゞ之を他の例證に由つて推

察するを得るのみである。併しB地點の觀察からしても此のD地點も古くはなほ二尺許地表が高かつたものとす可く従つてかの大石は土中一尺位も下に隠れて居つたと想像せられるのである。而かも其の下に甕棺があり遺物は恐らく棺の底部に近く存在して居つたとし、又た甕棺は矢張り合口甕棺であり、石下淺く埋められてあつたとすれば、甕棺は約三十度若しくは其の以内の斜位を以て置かれたとすることが出來やう。(第六圖)而して是は我々がB地點に於ける發掘に際しても最も普通に見る處の斜位である。斯くの如くにして件の大石は甕棺を保護する特殊の裝置であつて、普通の場合は何等斯の如き設備はなく、原始的堅穴式葬穴の蓋石の意味にも解することが出来る。

(Fig. 6) 圖 六 第



(君原梅)圖測略石大點地D
圖像想置位棺甕及

られない今日之を肯ふことは困難であるから、寧ろ甕棺或は甕棺群所在地の一箇の標識として植えられたものと考へる方が穩當である。而してかのB地點の立石なるものも、亦た斯の種のものとして差支はないのであるが、是は固より一箇の推測たる以上に之を立證すること

は不可能である。何者甕棺埋没の地表上に、果して封土状の隆起を作つて之が標識をなした
ものか或は斯の如き立石を常に植えたものか、或は又た木標を樹てたものか。此等に關して
我々は幾通りもの考へ方を有し、その何れを最も「プロバブル」のものとする可きかを知らないか
らである。

【註】(1)現今桑畑となつてゐる耕土層は淺く、桑樹の發育不良であ
る。それ故土地所有者は幾回となく土地を深く掘り、施肥
して其の缺點を補つてゐる。又た附近に未だ甕棺の埋没す
ることを察知し得ないと云つてゐる。

(2)富岡謙藏氏「九州に於ける銅劍銅鉞及び彌生式土器と伴出
せる古鏡の年代に就いて」(前出)中の挿圖。これは大正六
年の作圖である。

(3)中山博士の調査に據れば、「此の大石下發見の甕は二箇口
を合せて居つたや否やは不明であるが、藤氏(當時廿三歳)
は底の位置に關する余の間に答へて、躊躇なく横向であつ

たと答へられた」。(明治卅二年に於ける須玖岡本發掘物

の出土状態(前出)とあり、此の事實を以て合甕の基底とな
し、且つ同地出土の朱の附著せる二箇の異なる腹部破片に
より、其の可能を推究せられて居つたが、最近口縁部の斷
片を發見され、其の結果直徑少くとも二尺五六寸のもので
あるとし、此の破片の上面に朱の附著するのは、甕棺の合
せ目に垂下して附著したもので、甕棺が合口式のものであ
つたことを證すると考へられてゐる。(爾後採集せる須玖
岡本の甕棺遺物(前出))。

(4)梅原君の測圖に基き甕棺埋没状態を想像したものである。

(Fig. 15) 圖 五 一 第



車陶形輪車の工陶度印
(氏ルエフウラ)

第三章 須玖岡本遺跡發掘の遺物

第一節 石器

以上我々は須玖岡本遺跡に於ける發掘の經過に就いて述べたのである。是より其の發見した遺物に就いて記述し、第四章に至つて更に之を既發見の遺物と比較することにするが、先づ我々は其の中石器と甕棺以外の土器に關して述べよう。

石器は這回發掘せるA地點に於いて粘板岩製石庖丁の破片一箇と石器未成品とも云ふ可きものを、B地點第三號甕棺の下底部から發見したのみであつた。前者は長さ六寸幅二寸に近い大形のもので、一側に兩面刃を作り出してあるが、孔を有して居ない。(第七圖I) 後者は石庖丁の未成品と覺しく、石質は黄色の粘板岩より成り、高一寸五分、厚三分を有し、其の周縁は兩側より多少加工した疑もあるが、其の果して石器と目す可きかを躊躇せしむる程度のものである。(同圖2) 併し此の地點から已に同石質の石庖丁數箇の發見が報告せられ、うち二箇は同村春日尋常高等小學校に藏せられ、(同圖9、10) 尙ほ最近遺跡出土と稱する石庖丁の二三を久我氏が所藏されてゐる。(第七圖3、17) 又た石斧の確在するもの一箇あり、上半を缺失するも蛤刃をなし、現存三寸、綠泥岩から成つてゐる。(同圖8) 石鏃は我々は採集し得なかつたが、黒曜石製無柄三角形の打製品數箇を中山博士が採集せられて居るのみならず、岡本遺跡地全般に亘り、特にA、B兩地點に於いて黒曜石屑が少なからず散布してゐる。此の外中山博士はA地點で石斧二箇

と、B地點の南方銅銕殘范を出した地域から、磨製石斧の破片長四寸笏形の刃部を缺失するもの一箇を採集せられてゐる。(1)

以上は吾人の見聞に係る本遺跡發見の石器類であるが、因より之を以て其の發見の全數と言ふことは出來ないにせよ、とにかく石器の包含は比較的僅少であると云ふことは差支ないと思ふ。

【註】(1)中山博士「九州北部に於ける先史原史兩時代中間期間の遺

物に就て」(考古學雜誌、第七卷第十號)

第二節 土 器

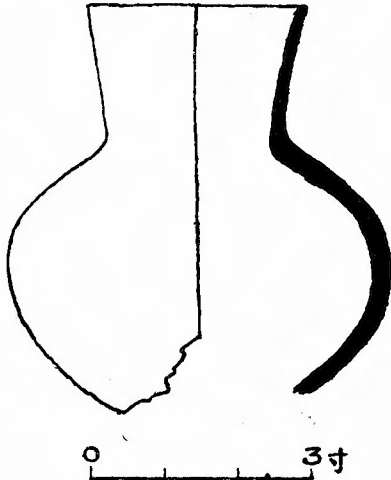
〔圖版第一二、第一三〕

次に土器を見るに、須玖岡本より發見せられたものは凡て素焼赭色の所謂彌生式土器と稱

する系統のものであつて、此の外極く少量の鼠色祝部土器の破片等を發見するが、後者は常に表土に近く存在し、我々の取扱つてゐる時代のものでないことは明白に知られる。今ま此の彌生式系統の土器は便宜上二類に之を分つことが出来る。即ち一は器體小さい各種の器であり、他は大形器で、其の形式は限定せられ、大形壺と棺甕とが之に屬するのである。

先づ第一の小形彌生式土器は主としてA地點に於

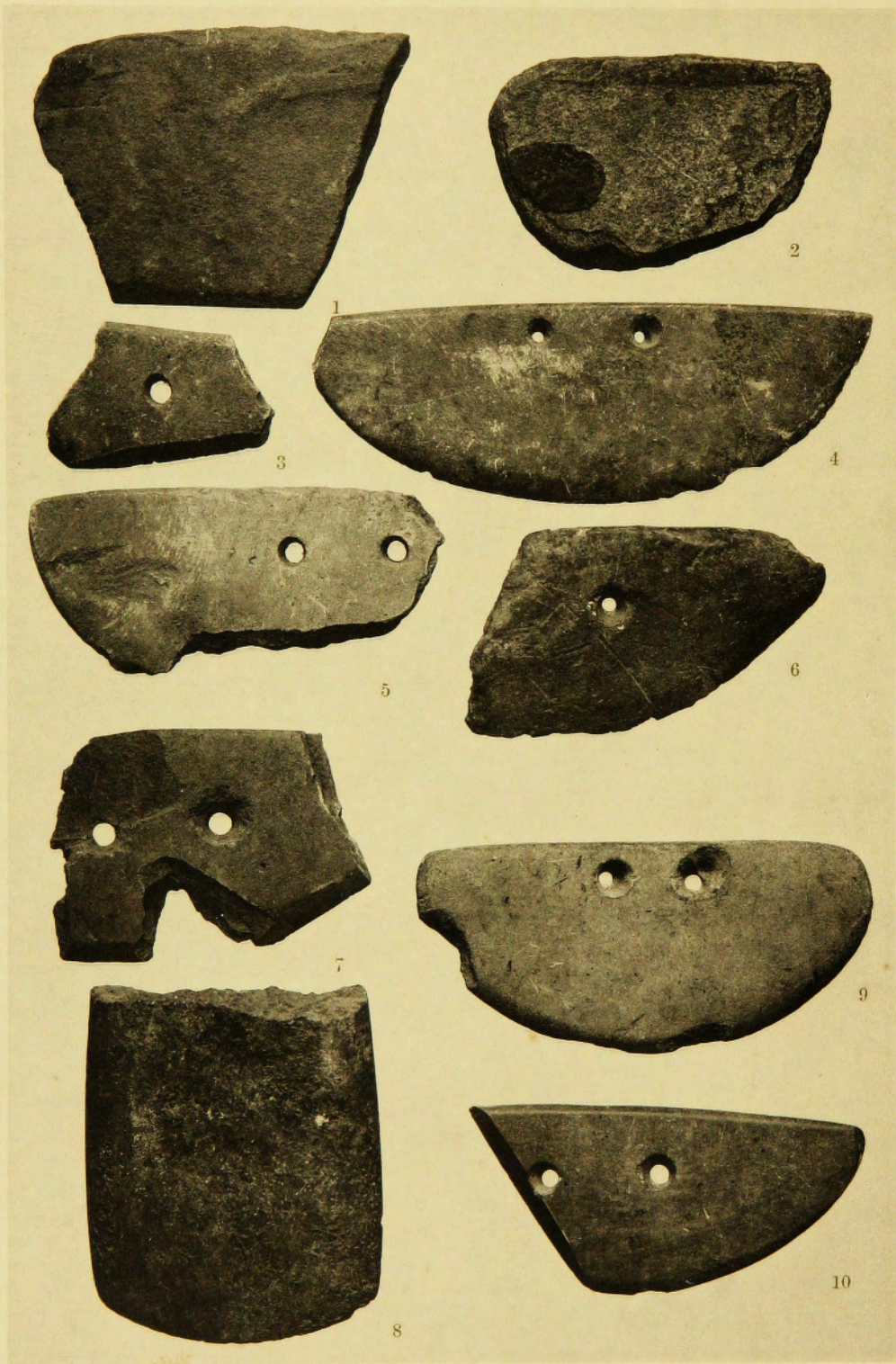
(Fig. 8) 圖 八 第



器土式生彌見發本岡

(Fig. 7)

第七圖 須玖岡本發見石器



(1) A 地點發見石庖丁
 (2) B 地點發見未成石器
 (3) — (10) 岡本臺地發見石庖丁
 (8) 同上發見石斧

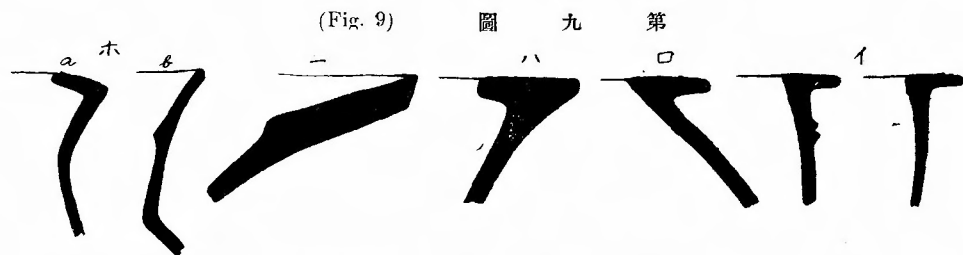
いて發見せられ、B地點に於いては零碎の破片を認め得るに過ぎない。而かも從來本遺跡を通じて、完形の器の發見せられたことは、たゞ小形有頸壺一箇が中山博士に由つて報せられてゐるのみであつて、⁽¹⁾(第八圖)我々はA地點に於いて多數の土器を發掘したが、何れも破片の状態にて存在し、器形を保存し、或は之を復原し得る程度の破片は頗る小數である。而かもその大多數は器牀中堅固にして保存せられ易い口縁部と底部の破片である。中には著しく大形で、B地點出土の甕棺に類するものもあるが、其他のものは大體壺、坏、臺、高坏の四つの形式に分れ、就中壺と高坏とが多きを占めてゐる。(第一一圖)

一、壺類 この類の口縁部の形式は、之を略ぼ次の三者に分つことが出来る。(第九圖)

(イ) 縁邊水平に近く、側壁略ぼ直角に立つもの。従つて口の縮まらない幾分圓筒に類する廣口の器に適用せられたものである。而かも之を⁽ⁱⁱ⁾縁邊の下別に細い凸狀帶のあるものと、^(b)無いものとの二つとすることが出来る。此の類の器には餘り大きなものが無かつたと見え、口徑大抵一尺前後を出入し、其の作も亦た厚くない。又た^(b)中には丹を以て塗つたものがある。(圖版第一三—一三、第一一圖1—10)

(ロ) 縁邊水平に側壁は銳角をなし、急に張り出したもの。我々は其の例數片を検出したが、其の一には縁上より側壁の上に、斜に小孔を穿つて紐を以て器を懸吊するに便にしたかと思はれるものを見た。(圖版第一三五、第一一圖12—14) 器形は比較的大形のもの多く、胴部丸く張り出し、腹徑二尺以上に及ぶものもあつたと考へられる。(第一一圖11—14)

(ハ) 縁邊水平に近く、鈍角を以て内に縮約する大形の甕に屬するもの。従つて、甕棺と關係あ



岡本發見彌生式土器口緣部形式圖 (Fig. 9)

るもので器の大きさは口径二尺前後を測り得るかと思ふ。縁端には刻目を附してある。(圖版第二三4、第二圖15—19)

(ニ) 縁邊水平に近く、稍々内に傾斜し、前者よりも更に緩なる鈍角を以て、急に内に縮約し鉢形に似てゐるもの。恐らくは大なる壺の大きく開いた頸部であらうと思はれる。縁端には刻目を施してあり、其の口径は約二尺に近いが(第一圖21)斯る形式の大壺は攝津高槻の遺跡からも出てゐる。(2)

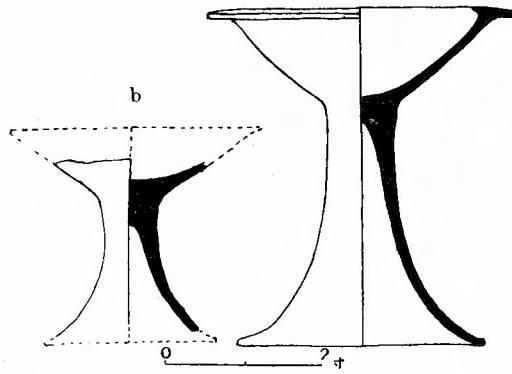
(ホ) 有頸壺の口緣部に屬するもの。之れに二類あり、(a)は縁端内側に彎曲し、筑前長岡の出土品に類するもの(第二圖24、25)、(b)は外方に開き内側に細い凸狀帶を具ふるもので、土質は精煉した粘土を用ゐてゐる。(第一圖23)

又大形壺の腹部の破片には、凸帶の施されたものが多く存在し、甕棺のそれに類似して居るが、彼に在つては常に凸帶を一條乃至二條繞らしてあるに反して、是は常に複帶を二條稍々濶い間隔を以て作つてあるのを特徴とする。(圖版第一三11—13)

壺類の底部は其の遺品最も多く、小なるは其の徑二寸弱のものから大なるは四寸に及んでゐるが、多くは平底の部類に入る可きものである。而も其のうち一例は著しい高底をなし、聊か異類に屬する。(圖版第

二、高坏類 これには大凡そ二類ある。(a)は脚部細くして高く、下底の擴がり大に坏部は稍々浅く、それに幅廣の上縁が繞されてゐる。其の器形は整正にして精鍊せる粘土を用ゐ、紅殻を以て塗つてゐるのが普通である。此種の破殘品多數を算し器形に多少の差違あるもの八箇を數ふ可く、完形に復し得た一例に於いては、口徑八寸二分、高八寸三分を測ることが出來た。(第一〇圖a、圖版第一三)此の形式に酷似するものは、筑前夜須村峯の遺跡出土品に認む可く、尾張熱田貝塚發見のものにも相似たものがないではないが、之に比して坏部稍々深きを殊にしてゐる。(5) (b)は前者に比して脚部太くして低く、次に述べる器臺に類するものであるが不幸にして坏部の殘存するものなく、其の形狀を明かにし得ない。(第一〇圖b。)

第一〇圖 (Fig. 10)



岡本發見高坏圖

三、器臺類 これは前二者に次いで比較的多く出土し

てゐる。圓筒形管狀のもので、上縁は少しく開き、脚部は裾開きとなり、安定の感を覺へる器形を示し、形式大小の少異あるも、其の完形のものが高約五六寸を出入してゐる。(圖版第一三22、23)此の種の器は特に九州に多く發見せられ、就中筑前、筑後等此の附近の遺跡に豊富である。(6) 遠く歐洲に於いても酷似の器が存在し、南露トリポリエ(Tripolye)先史時代土器の一特徴とさへ考

へられてゐる。⁽⁷⁾

四、鉢類 完存するもの一箇あつて、これは徑五寸餘、高さ三寸。手法粗拙にして手ヅクネに近く、篋目を附し器縁一方歪みて、却つて流嘴の用をなしてゐるかと思はれる。(圖版第一二三)

以上本遺跡發見の彌生式土器の資料、手法形式等を通觀するに、粗麤自から二つに分たれる。一は精細なる粘土を以て造り、丹を塗り、手法も亦た精巧な方であつて、高坏等の器に見受けられる。他は砂交りの粘土を以て造り、手法剛健粗笨のものであり、大形の甕壺の類に認められるものである。即ち斯の如き二種の變つた陶工の手法若しくは工場があり、各々其の器の大小目的に従つて、適用せられてゐることを見るのは面白いことである。而かもA地點に於いては甕棺の出土はなかつたが、甕棺と同一手法形式に出づる器物の存在することは、甕棺の發生を研究するに最も注意すべき事項であらねばならぬ。但だ此等彌生式土器には丹塗りの外縁端に並行線若しくは格子目を刻んだもの、外、他の裝飾的手法は之を認めることが出来なかつた。

【註】(1)中山博士「銅銚銅釵發見地の遺物追加」(考古學雜誌、第八

卷、第十號)

(2)水野、三宅、小川五郎、島田「攝津國高槻攝津農場石器時代遺跡調査報告」(人類學雜誌、第四十四卷、第七號)

(3)「彌生式土器形式分類圖録」(京都帝國大學文科大學考古學研究報告、第三冊)第四版、二六四參照。

(4)衣須村峯の遺跡は同じく甕棺を出す。其の出土高坏の一是(高一尺一寸、杯徑八寸三分、底徑六寸二分)杯の周縁上には放線狀の線刻を施し、此の種形式中最優品に屬するもの

であらう。(昭和二年十二月、島田實見)

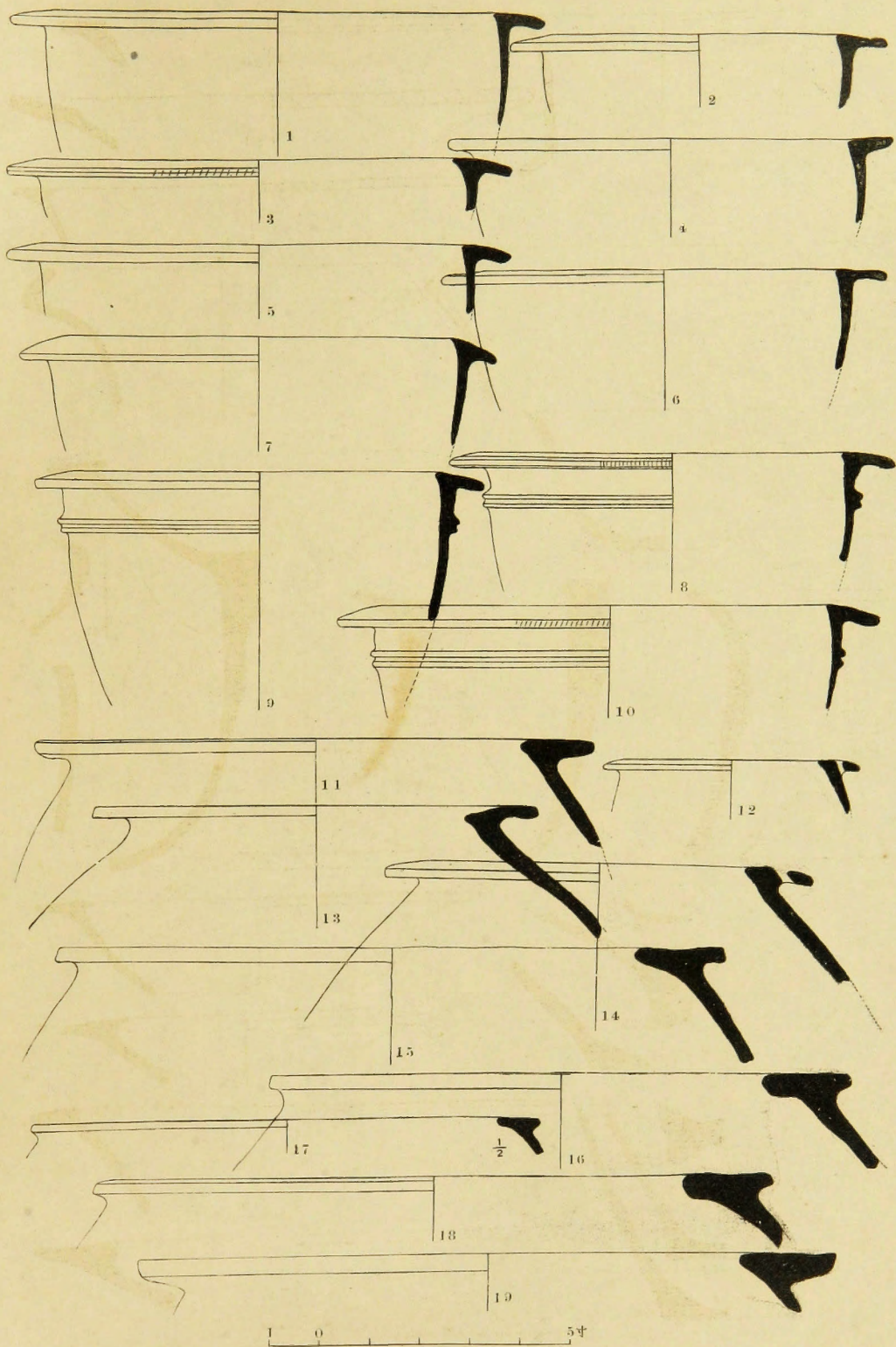
(5)「彌生式土器形式分類圖録」(前出)第三版參照。

(6)例へば筑後國三瀨郡高三瀨、日向國宮崎郡清武村加納、筑後國三池郡二川村、同三井郡乙隈等である。(彌生式土器形式分類圖録、第一版)。

(7) Gordon Child, *Lawn of European Civilization*. London, 1925) 第一五七頁參照

(8)彌生式土器に塗られた赤色の塗料は紅殻即ち丹(酸化鐵 Fe_2O_3)である。

(1) — (22) 壺類 (23) — (25) 有頸壺 (26) 鉢 (27) — (35) 高杯 (36) 器臺 (37) — (42) 底部

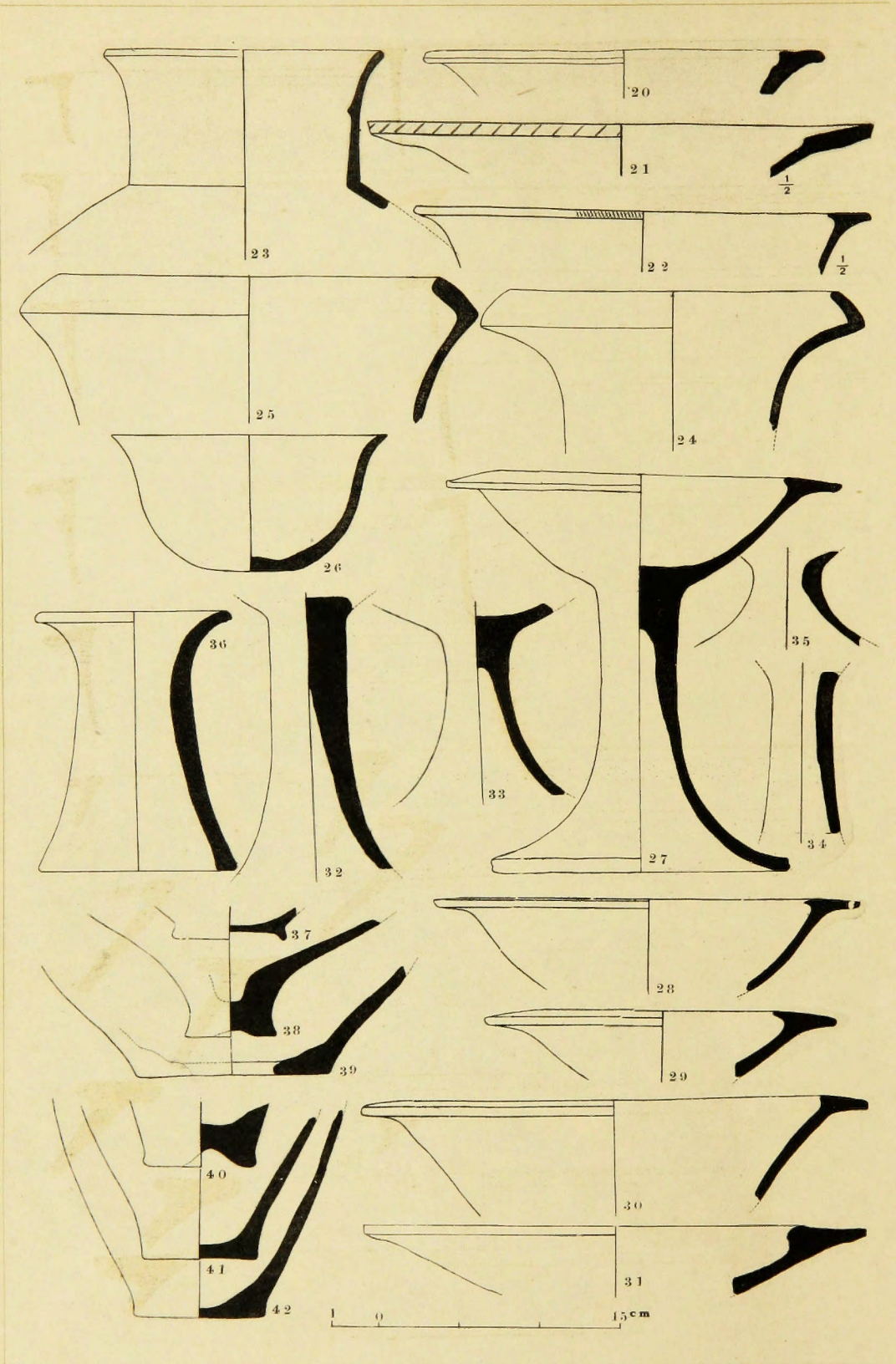


(中川貞雄君製圖)

(Fig. 11)

第一一圖

須玖岡本A地點發見彌生式土器形式圖



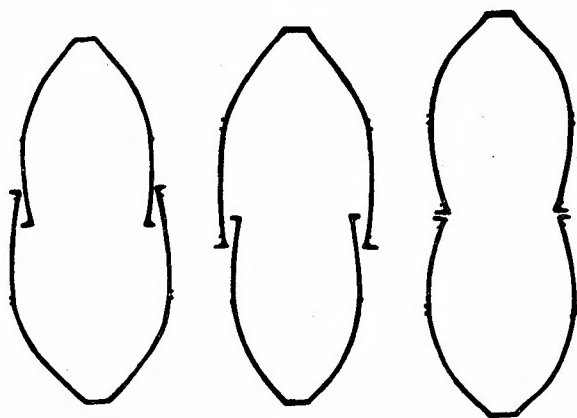
第三節 合口甕棺

〔圖版第一四、第一五〕

彌生式系統の土器中大形の甕棺は其の用途に於いても形式に於いても自から一類をなし居るから、こゝに節を改めて之を記述するを便とする。此者は二箇の大きな廣口の壺形土器を口縁部に於いて合せて棺としたもので、既に述べた如く多少の斜位を以て埋没してある

を常とする。我々は其の上方地表に近いものを上甕と呼び地表から遠いものを下甕と名ける。B地點に於いて發見した十箇、C地點出土の一箇の形狀寸法等に就いては、之を別表に示して置いた。

甕棺合口手法區別圖



第一二圖 (Fig. 12)

毛抜き合せの如くなり、(第一、二、三、六、七號等)上甕大なる時は下甕を被覆し、(第一〇號等)下甕大なる時は上甕に被ることゝなる。(第九號等)而かも注意す可きは、此の後の二つの場合に於いて、何れも

下甕の口縁部は完存し、上甕の口縁が破除せられてゐることである。之は下甕に屍體を容れ先づ埋葬し、上甕を以て蓋せんとする時、大小の具合により、或は入れ子に、或は被せ蓋にする必要を感じ、口縁部の碍げをなすによつて破除したものと推察せしめるに充分である。上下兩甕の大小は違つて居つても、其の形狀は凡て小さい底の廣口の甕であつて、たゞ其の高さと口徑の比例に於いて、又た其の細部の手法に若干の差違を示してゐるに過ぎない。即ち

(イ) **口縁部** 器の形式上最も重要な此の部分は、何れも幅廣の水平に近い縁を有してゐるが、其の側壁に連續する法式に二類がある。一は丁狀をなして外方に進出するもの、他は丁狀をなして内外に進出するもの、それである。此の中前者を以て最も普通とする。而して通常一本の凸帯が口縁に近く頸部に圍繞せられてゐる。これは思ふに器を鞏固にする目的と同時、裝飾的の意味を有して居つたことは、胴部の凸帯と同軌に出づるものである。(圖版第一五)

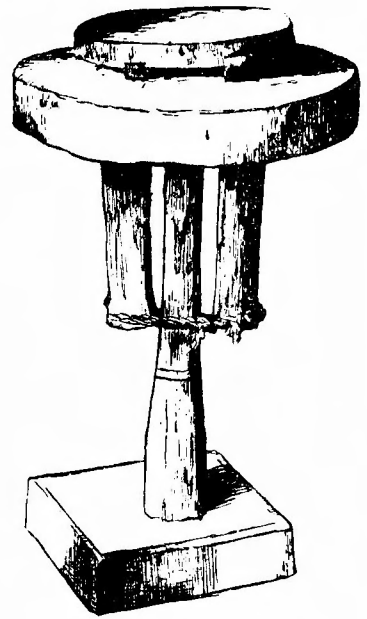
(ロ) **胴部** 器體の胴部中央に一條乃至二條の凸帯が繞らされ、此の部の少しく窄まつてゐる場合も少くない。而して此の凸帯は體側の後に附加したものであることは、其の破片の斷面によつて明かである。元來斯る凸帯は獨り甕棺ばかりでなく、大形の器物には、製作の必要上自から起つたものであるが、我々は此の胴部凸帯を有する破片の存在に由つて、甕棺の存在を想知する場合が屢々あつた位である。また此の胴部及び先きの口縁部凸帯の單複其他の變化に就いては、之を圖版に譲り、其の煩しい説明を省くこととする。(圖版第一五)

(ハ) **底部** 何れも口部に比して頗る小さく、五分の一以下の即ち三寸内外のものを普通とし、單なる平底である。

此等の甕棺は皆な砂を多く交えた粘土を用ゐ多くは良く平均に焼成せられて鮮な赭色を呈し不十分なる焼成の箇處が時に淡褐色を示してゐる。器體の厚さは三分位を普通とし、往々五分位に及ぶものもあるが、口縁部の比較的厚重なるに比して、體部は寧ろ纖弱と言はざるを得ない。併し斯る大器を完好に「モデリング」し又た之を完全に焼成したことは餘程熟練な技術と可成發達したる窯を有して居つたことを想像するに足りる。實に此の大なる甕棺は彌生式土器に於ける技術造詣の最頂點最大限を示してゐるものと謂ふ可きである。而して彼等は勿論陶車を使用して居つたことは、其の器形の整正なることと、器の内壁に上下に並行した階段狀の凸凹を遺存することによつて知ることが出来る。⁽²⁾ 思ふに斯の如き大器の薄手なるものは、今日我國の陶工が行ふが如く、穴を掘つて深く陶車を埋め、其の上に於いて甕を少くとも上下二つに分ち、之を別々に而かも稍々厚手に製し、其の生乾きの際再び陶車にて之を接合し、且つ外壁の土を削り落すといふ同じ方法を用ゐなくては、到底之を作ることが出来なかつたに違ひない。⁽³⁾ 我々は又た棺甕腹部の破片に於いて上下接合の痕跡あるものをも發見したのである。而して此の甕棺に於ける資料手法上の特色は、A地點發見の大形器物に於いても亦た認められる所であつて、兩者の間に何等の相違を發見することが出来ない。

日本石器時代の古い「フェーズ」の産物たる繩紋土器に於いては、我々は其の器形の變化紋様の豊富なる點に於いて、一種の美術的價値をさへ發見するのであるが、それは畢竟家庭工業的の産物に過ぎなかつた。然るに次の新しい「フェーズ」の産物たる彌生式土器に至つては、形態は却つて單純化し、模様は多く用ゐられなくなつたが、之に反して其の窯法は著しく進歩し、燒

(Fig. 14) 圖四一第



(氏ルエフウラ)車陶那支

の土器製作の技術が大陸文化の影響(民族的要素の流入の有無は別として)に負ふこと大なるを推測せしむるに充分である。而かも我々は支那に於いて既に漢以前に陶車の應用せられたことを知るのであり、⁽⁴⁾かの高坏形の土器は支那の豆形土器に⁽⁵⁾ヒントを得たものとする事とも、或は全く不稽の考へ方ではないかも知れぬ。

【註】(1)例へば筑後三井郡小郡村寺福童子野添發見の如きは一例である。(京都帝國大學文學部陳列館考古圖録、第一版)

(2)其の如何なる陶車であつたかは、之を明にすることが出来ないが、今日支那に於いて、或は我國の小工業者の用ひてゐるものと固より大差はないに違ひない。

(3)是は島田が京都五條坂及泉涌寺乃至近江國信樂の製陶工場に就いての見附に據る。第一三圖は泉涌寺竹内製陶工場に於いて特に壺形土器の製作を試みたもの。

(4)製陶用の轆轤即ち陶車は已に『周禮』考工記に見え、之を轉

成は稍々高い熱度を以て完全に行はれ、

而かも多量生産を目的とする専門の工

業的産物となつた事實を認めざるを得

ない。斯の如き劃期的の進歩は、國內に

於ける自然的の發達と見るには、餘り大

なる變化であるのみならず、此の彌生式

土器發見の遺跡から伴出する金屬器—

支那漢代の製品さへも—に由つても此

の陶工に陶人、旅人の兩別あるは、朱琰

は『陶說』に陶人は炊器、旅人は禮器を作るとしてゐるに反

し、ブッシュエル氏は陶人とは轆轤を使用する工人 (mould-

ers on the wheel)で旅人は手を以て作るものとしてゐる。

(Bushell, Chinese Pottery and Porcelain, London, 1910)

ラウフェル氏は陶車の古代に於ける分布に就いて、埃及、

支那、印度の三大中心を想像し、その源流は一の文化圏のも

のであらうと言ひてゐる。(Lauter, The Beginnings of

Porcelain in China, Chicago, 1917)なほ濱田博士、支那古

第一三圖

土器製作實景



(1) 最初粘土を充分コネ合し所要(口徑一尺高一尺五寸)だけの分量を陶車板上に置く。



(2) 土塊の中央に右手を挿込み左手を外側に當て回轉と共に引き延しつゝ成形する。



(3) ほぼ成形したるもの、篋にて器體を削る。以上は口縁部を下として製作した一つの便法である。

表 細 明 棺 甕

番 號	上 甕		下 甕		全 長	斜 位	方 向	遺 物
	口 徑	高 サ	口 徑	高 サ				
B 1	二、三〇 尺	三、三〇 尺	二、三〇 尺	三、三、五 尺	六、六五 尺	三 度	NW SE	銅 劍
B 2	二、一〇	三、〇〇	二、二〇	三、一〇	六、一〇	五	NW SE	—
B 3	二、二五	三、三五	二、二〇	三、二〇	六、五五	三、一	SE NW	—
B 4	二、二〇	三、二〇	二、一〇	三、一〇	六、四〇	三、〇	N S	骨片及丹等
B 5	一、七五	二、七五	二、〇〇	二、九〇	五、六五	三、一	S N	—
B 6	二、一〇	三、〇〇	二、一〇	二、九〇	五、九〇	二	SE NW	—
B 7	二、四〇	三、三五	二、六〇	三、四五	六、八〇	三、二	SE NW	—
B 8	一、八〇	(推定)二、四〇	一、五〇	一、九〇	(推定)四、三〇	五、八	E W	—
B 9	二、二〇	三、一〇	二、四〇	三、二〇	六、三〇	三、三	E W	—
B 10	—	(缺)二、一〇	二、二五	二、八〇	(現在)四、九〇	三、〇	N S	—
C 11	二、二〇	三、〇〇	二、一〇	二、七〇	五、四〇	四、二	NE SW	—

銅器研究の新資料(『東亞考古學研究』集録「國華」論文)
 (四)豆形土器は必しも兩ほど支那特殊のものではないが、又た
 最も著明なる一器形である。羅振玉氏は「古銅器有三代、
 有漢、而三代之器、以登爲最多」備慮日札」と云つてゐる。
 山東其他より多く發見せられてゐるが、黝色の地質で坏部

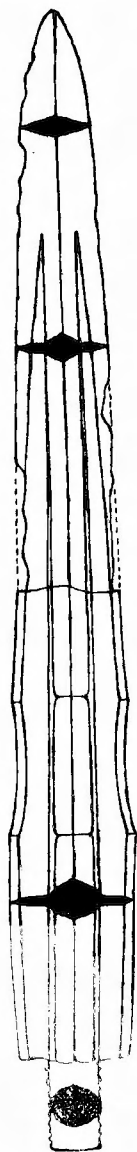
は角ばり、器脚も特に下部に於いて開いてゐる。南滿洲旅
 順牧羊城附近の古墳發見のものには、坏部圓味を帯び褐色
 のもので、我が彌生式土器に近いものを出してゐる。(昭和
 三年、原田淑人學士等發掘)

第四節 銅劍其他の遺物

〔卷首圖版、圖版第一六〕

一銅劍 B 地點第一號甕棺内發見の銅劍は、其の形式所謂細形銅劍に屬し、劍身中央に於いて折れ鏽化せる兩側の刃の毀れた所少なくないが、全體としては完好のものと云ふことが出来る。其の全長一尺一寸莖は短くして長八分五厘、其の断面杏仁形に近く、兩側型の合せ目は鋸齒狀に削つてある。これは兎に角木柄等を附する場合に便利にしたものであらう。莖は身の中央を通じて鋒部に達し、關まもから直に偏菱形をなしてゐるが、其の下半關の方に近く、一寸許の間節狀に少しく抉られてある。而して此の節狀部に對應する刃部も亦た緩く内彎し、幅廣の下部と、尖細の上部とに接してゐることは、此の種銅劍の特質と云ふ可きである。(第一六圖) 思ふに此の刃側の一部に少しく内彎した部分を作ること、は銅劍が武器として、深く刺して容易に脱せず、敵に大なる傷痕を與へる目的の爲めに發生したもので、遂には恐怖す可き武器の形式として流行したものに違ひなく、或は後には之を誇大して先太の銅銚的のものともなり、且つは裝飾的の意味も加はるに至つたものであらう。¹¹ 而して其の莖に於ける抉りは固より此

(Fig. 16) 圖六一第



見發棺甕號一第

圖劍銅

の刃の彎曲部を相應せしめる爲めの意味に外ならない。

此の種銅劍の莖部の甚しく短いことは、之に木製等の柄を附するに際して、たとへ不可能とせざる迄も頗る不便であり、容易に脱去するの恐れがあつたものと想像せられる。⁽²⁾ それで愈々實用の際には、此の圓い莖部を表裏から削つて平たくし、且つ孔を穿つて目貫きの便にしたものもある。(第一九圖²) 然るに本例に於いて斯かる加工を施さず、且つ出土の際此の部に何等の部分をなした物質の痕跡を認めず、又た刃部にも多く使用の痕を見ないことは、或は此の銅劍が當時實用品としては餘り貴重なるものと思惟せられたゞ舶來品として珍藏して居つたものと解す可きではなからうか。

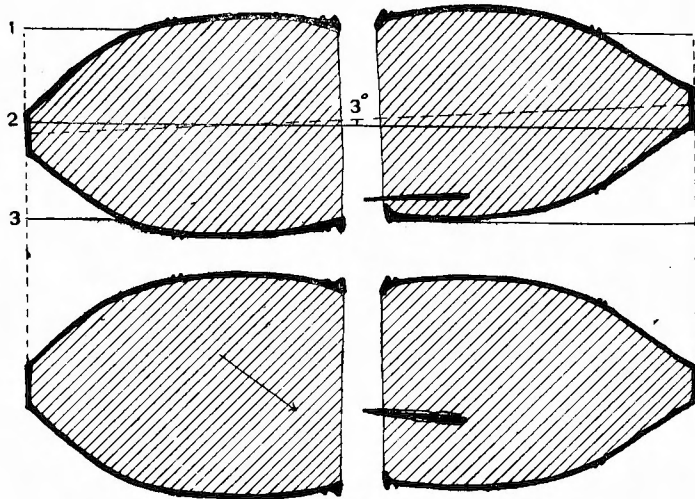
此の銅劍は今は白緑瓜皮の色を呈し、其の水分の多い地中に存在して居つたことを示し、刃側は特に脆弱となつて發掘後毀傷した處も少なくないが、其の完存部は頗る銳利であつて、今なほ利刃の用をなす位である。此の種の銅劍が日本に於ける模造品でなくして、支那に於ける作品の輸入せられたものであることは、其の精巧なる手法が他の鎔範を伴ふ銅劍器の日本作と考へられるものに比して、全く其の選を殊にする事實の外、全く同一形式のものが朝鮮や内地各地並に支那に於いて屢々發見せられることに由つて推定せられ、其の漢代のものなることも、如上各地に於ける伴出遺物を以て證せられるのである。⁽³⁾ 然らば則ち當時に在つては、舶載の利器として之が如何に貴重なるものであつたか、而して多くの甕棺中之を藏するものゝ少ない理由をも解することが出来ると思ふ。

さて此の第一號甕棺出土の銅劍の出土状態を精しく調べて見ると、此の棺は其の主軸を北

西から東西にし、約三度の傾斜を以て、略ぼ水平に近く横はり、全長六尺餘、内部は土壤を充滿して居つた合口甕棺である。而して該銅劍は主軸の方向に合して、上下兩甕の間に跨り、鋒部を下甕に接し、殘部の大部分を上甕中に置き、甕の長軸に並行して少しく左側に、下より約一寸の高さを以て水平の位置に於いて發見せられた。(第一七圖)其の半折せる原因に就いては既に述べた所であるが、本遺跡に於いて先年發見せられた同様の銅劍(圖版第一六二)の、矢張り中斷してゐることも、亦た類似の埋没状態をなして居つたと想像することが出来る。

我々は此の銅劍の埋存状態に由つて、今ま甕棺埋葬の方法を推測するならば、かの甕棺の如き比較的薄手の土器中に、豫め屍體を容れて、此の墓地まで運搬することは破壊の恐れが多いことであるから、先づ地を穿つて下甕を容れ、次いで屍體を下鉢から挿入して、其の後上甕を屍體の頭部から被せ合はしたものと考へるのを以て穩當とする。何者刀劍は其の鋒を下にして左脇に佩するのは、右利の人の多數を占める人類社會に於て最も普通のことであるから、此

(Fig. 17) 圖 七 一 第



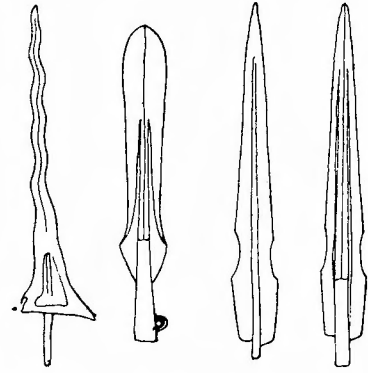
(上)圖面斷面側(下)面平棺甕號一第

の銅劔の位置を屍牀の左側とすれば、頭部は自から上甕に、下牀は下甕に容れられたことゝなる。⁽⁴⁾とにかく此の銅劔は其の形式に於いては從來本遺跡その他の甕棺中から發見せられたものと傳ふるそれと全く同一形式に出で、何等新しいものではないが、其の出土状態を明にし得ること斯の如く精確なるものは他に其の例を見ないのであり、我々は始めて如上の埋葬状態をも仔細に推察することが出来るに至つたのを喜ばざるを得ない。なほ他の銅劔との比較其他に至つては、再び後章之に論及することを期する。

二、鑑鏡破片 銅劔以外の發掘品中に於いて次に述ぶ可きものは、D地點に於いて採集した鑑鏡破片數箇と管玉一箇とである。此の鑑鏡の破片は八木奘三郎、古谷清、和田千吉等諸氏の帶歸し、其の後中山博士が所謂大石のあつた遺跡に於いて苦心採集せられた百數十箇の大小破片の殘部⁽⁵⁾に屬するものであつて、大なるものは長一寸五分、小なるものは數分の小さい破片に過ぎないが、なほ我々は其のうちに四片の周縁部と清白鏡、星雲鏡の紋様を殘すもの二箇を檢出し得た。(圖版第一六三) 此等鏡鑑の復原と論考に於いては、中山博士採集のものと共に一括して論ずるを便とするが故に、之を後章に譲ることゝする。⁽⁶⁾

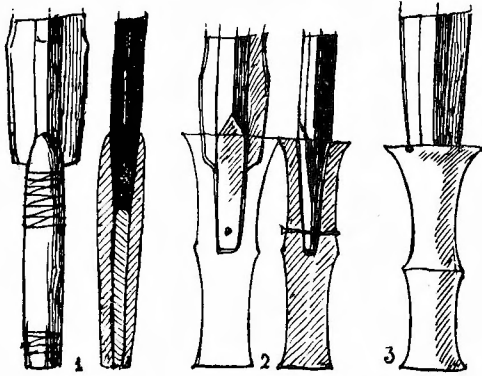
三、角製管玉 右の鑑鏡破片と共にD地點採集の角製管玉は、長さ四分、直徑一分強の細形のものであつて、其の質材は恐らく鹿角であらうと考へられる。穿孔は底面の約三分一の直徑を有し、正中してゐないが、其の兩底面略ぼ同大なることは、兩底より穿たれたものなることを知らしめる。⁽⁷⁾ これと同質の管玉十二箇を中山博士は同地點に於いて採集して居られ、氏は之を以て明治三十二年大石下遺物發掘の當初、個々相接して五六寸に及んで居り、これを摘出する

(Fig. 18) 圖八一第



圖劍銅鉞銅種各

(Fig. 19) 圖九一第



圖着柄劍銅

に際し、其質脆弱なる爲め破碎したとあるものに當てゝゐられるのは蓋し正鵠を得た推測であらう。(圖版第一六四)なほ類品に就いては他に聞く所ないが、かの青柳種信が記載した文政五年當國糸島郡三雲村發見の甕棺中、古鏡其他の遺物と共に、匱なる練物の管玉、勾玉の存在を記してあるのは、實は此の種角製品を誤認したものであらうと、中山博士の推考せられたのも、亦た頗る肯綮に中つてゐる。但し角製ではないが、管玉の甕棺中より出土した確例は、筑後國久留米市東櫛原町石丸の甕棺に於いて、曩に我々が十九箇の碧玉製管玉を發見したものが、⁽¹⁰⁾此等に就いては次章改めて詳述する積りである。

【註】(1)銅鍔の髭の如きも畢竟之と同一の目的を有するもので、或る民族に於いては狩獵のは無髭のものを用ゐ、戰鬪にのみ有髭のものを用ゐるのは、能く此の目的を示してゐる。銅劍に於いて其の長劍の如き切斷用のものでなく、刺撃のものに於いて、始めは單に長い三角形的のものであつたが、此の彎曲を生じ遂には波狀曲線をなした鉞形のものとなり又た時には南洋のクリヌ劍の如き蛇曲したものとさへも生じたのを「トレース」するのは面白い。

(第一八圖)

(2)斯の如き短莖のものも末永雅雄君の言の如く、表裏より板をあて柄を附加すれば、必しも使用出来ないことはない。(第一九圖)併し之は可能で

あると云ふ丈で自然的ではない。寧ろ圓い莖を削つて之に目釘孔を穿つて柄を附たるを本體とす可きである(同圖2)。又た此等銅劔に木質角質等の柄以外に銅柄もあつたことは、朝鮮出土の例に由つて知ることが出来る。(同圖3)梅原、藤田兩君「南朝鮮に於ける漢代の遺跡」(朝鮮總督府大正十一年度古蹟調査報告、第二冊)參照。

(3) 梅原、藤田兩君「南朝鮮に於ける漢代の遺跡」(前出)參照。

(4) 此の銅劔と反對に銚を上にして壘棺内に存立して居つた事例は、第三章第二節に記せる二日市町のそれに認められるが、我々は之を以て棺内に於いて顛倒したものと見るのである。尙後章參照。

- (5) 中山博士「須玖岡本の鏡片研究」(前出)
- (6) 之に關しては本冊又た別に梅原末治君のものされた論文を附載してある。
- (7) 「出雲上代玉作遺物の研究」(京都帝國大學文學部考古學研究報告、第十冊)參照。
- (8) 中山博士「明治卅二年に於ける須玖岡本發掘物の出土狀態」(前出)
- (9) 青柳種信「筑前國治土郡三雲村古器圖說」(本冊卷末附錄)參照。
- (10) 島田、水野「北九州に於ける壘棺調査報告」(前出)

第四章 既發見の關係遺物と遺跡

第一節 須玖岡本及附近出土品〔圖版第一六一—第三〇〕

以上我々は這回の發掘に於ける發見遺物に就いて其の記述を終つたが次に從來此の須玖岡本及び其の附近から如何なる種類の遺物が如何なる程度に發見せられてゐるかを記載して最後の章に於いて試みんとする吾人の考説に資しようと思ふ。

一、須玖岡本 B、D、C 地點發見品 此等に關しては既に述べた如く、(a) 大正六年頃桑畑開墾の際 B 地點に於いて、合口甕棺四十以上と銅劍一口鑑鏡二面とが出土した。其の伴存状態は精しく知ることが得ないが、銅劍と鑑鏡とは各別の甕棺から出たものと推定することが出来る。(1)

(b) 又た D 地點に於いて、明治三十二年の交、大石下の甕の中から朱を混じた土塊と共に、多數の鑑鏡、銅劍、銅銚、壁管玉が出で、又た甕外からも銅劍が發見せられたことは既述の如くで、此の二つの發見は、我々の發掘以前に於ける最も顯著なる發掘品を構成してゐる。(2)

(c) 其他、中山博士の D 地點に於いて採集せられた鑑鏡の破片多數其他 (d) なほ C 地點に近接する甕棺中より出土した玻璃製小玉多數などは、發見の機會を明にし得るものゝ一斑であつて、別に (e) 確證はないが、此の地發見品と言はれてゐるものがある。今ま左に類を分つて此等を列舉しよう。

- (1) 甕棺 四十箇以上 B 地點發掘 (a) 項發見品
- (2) 甕棺 數箇 C 地點發掘 (d) 項發見品

前者の甕棺は口徑二尺内外、深三尺許とせられ、後者の一は破片を復原して、口徑一尺八寸とされてゐる。

(3) 銅劍(細形) 一口 B 地點發見 (a) 項 京都帝國大學文學部藏(圖版第一六二)

其の形式我々の發掘品に酷似し、長一尺〇四分、細形式の通常なるもの、身幅は中等位、通體白綠色を呈し、鑄上り完好である。今ま身の上半に於いて二つに折れてゐる。

(4) 銅劍及銅鉞 五口 D 地點發見 (b) 項 許斐儀七氏舊藏(第二〇圖2-6)

(イ) 狹鋒銅鉞 長一尺八寸八分(同圖2)

(ロ) 同 上 長一尺五寸三分(同圖3)

(ハ) 同 上 長一尺四寸(同圖6)

(ニ) 同 上 身部缺失、殘存部長七寸三分(同圖5)

(ホ) クリス形狹鋒銅劍 長八寸(同圖4)

此の許斐氏舊藏の銅劍類の始めて學界に紹介せられたのは大正二年八月、黑板勝美博士が柴田常惠氏と共に福岡地方を視察せられた際、撮影せられた寫眞に由るが、其後幾年をも經ないうちに、此等の遺物は許斐氏の手を離れ、轉々して今ま其の所在を明かにすることが出来ない。

(5) 銅鉞(狹鋒) 一口 D 地點發見 (b) 項 大原利武氏藏(第二〇圖1)

長一尺八寸、狹鋒のうち最も長大なるものゝ一例として注意を惹くに足る。

(6) 銅劍(異形) 一口 D 地點發見 (b) 項 東京帝室博物館藏(第二〇圖7)

長一尺一寸六分。鋒端缺失し、中部に於いて折斷せられてゐる。表裏に各四條の樋を有し、莖及身部共に其の斷面偏菱形をなし、關まちに一雙の小孔と莖なかごの中心に一の孔が穿たれてゐる。此の特殊なる器形は、元來細形銅劍として鑄造せられたのを後に磨き上げて加工したとする人もあるが、支那出土の戈の「内」に當る處に、同手法のものがあることなどからして、寧ろ當初から斯の如く鑄造せられたものとする方が穩當であらう。⁽⁵⁾ 元と二條公爵家藏。

(7) 銅劍・殘缺

三箇 D 地點發見 (b) 項

古谷 清氏舊藏
京都帝國大學文學部藏

うち二個はもと許斐氏の藏品であつたのを中山博士の盡力で京都帝國大學の所藏となつたもの、一は漆黒色をした普通の細形の片であり。古谷氏舊藏のものまた同じいが、他は身の極めて薄いもので、本來の形は前者に似た異式と推定せられる。

(8) 玻璃壁・殘缺

二箇 同 上 (b) 項

東京帝國大學舊藏(第二三圖一)

此の壁の破片何れも二寸内外、八木柴三郎氏が曾て踏査の際齋し歸られたものである。大正十二年大震災の時、此の地出土の鏡片若干と共に焼亡に歸したが、其の寫眞は世に傳へられてゐる。表面には穀粒紋を現はし、裏面は素文のものである。⁽⁶⁾ 又た同様の玻璃壁と推定せられるものは、後述の三雲村遺跡から發見せられ、なほ日向國出土と傳へる玻璃壁の一箇が前田侯爵家に藏せられてゐる。⁽⁷⁾

(9) 玻璃小玉

多數 C 地點發見 (d) 項

C 地點に近接の甕棺内より發見せられ、小玉は其の數多量であつたと云ふが、今は分散し

て所在を明かにしない。

- (10) 玻・璃・勾・玉 一箇 D 地點發見 (c) 項 中山平次郎氏藏(第二二圖)

昭和三年中山博士が鑑鏡破片採集の際偶然發見せられたもので、長約一寸八分、表面著しく風化且つ分解して、灰白色を呈してゐる。頭部には元と三條の丁字が刻せられて居つた痕跡を認められ、其の形式は日本及南鮮地方出土の古式の勾玉のそれと全く同一である。⁽⁸⁾ 玻・璃・製・の・勾・玉・は・本・邦・で・は・西・は・九・州・か・ら・東・は・岩・代・に・至・る・諸・地・方・で・發・見・せ・ら・れ・て・居・り、何れも日本で作られたものとす可く、支那三國時代を昇らない支那鏡と伴出するのを常としてゐる。然るに此の中山博士採集の勾玉は、其の遺跡甚しく攪亂せられてゐるので、其の果して甕棺と伴存して居たものであるか、或は其の後の時代のものであるかを明にし得ないのを憾とする。但し前記の玻璃璧は明かに支那の玉璧を模したもので、漢代の作品が輸入せられたものとす可きである。

- (11) 鹿・角・製・管・玉 十二箇 D 地點發見 (b) 項 中山平次郎氏藏(圖版第一六三)

明治三十二年大石下甕棺發見品中にあつたものと、同様のものであると考へられる。

- (12) 鑑・鏡 二面 B 地點發見 (a) 項

- (イ) 波文方格規矩鏡 徑四寸六分 朝鮮總督府博物館藏(圖版第三〇一)

内區の半を缺失してゐるが、其の紋様は方格四神鏡と方格草紋鏡とを併せた波文方格規矩鏡とも稱す可きもので、銘帶に「日有熹月内有富……憂患樂已未□」なる二區十二字を殘存してゐる。

(ロ) 内行花紋日光鏡 徑二寸六分 同上 (圖版第三〇二)

破缺してゐる部分が多いけれども内區には八弧の小さい内行花紋を有し、銘帶には渦狀に交互見日之光長母相忘の文字をば讀むことが出来る。故富岡謙藏氏はこれを以て仿製とし、前者も亦た恐らくは同様であらうと言はれた。⁽⁹⁾

(13) 鑑鏡(夔鳳鏡) 一面 D地點發見 (b)項 東京帝室博物館藏(圖版第一七一)

これは舊二條公爵所藏のもので、徑約四寸五分、一部を破損してゐるが全體の模様を窺ふに差支はない。⁽¹⁰⁾

(14) 鑑鏡(内行花紋鏡) 一面 B地點發見 (c)項 福岡高等學校藏(圖版第三〇三)

徑二寸六分、仿製として誤りない。中山博士に據ると、前記の二鏡の發見以前地表面の淺い處から出土したもので、甕棺内の遺物として疑はしいとのことである。

(15) 鑑鏡(星雲鏡) D地點採集 (b)項 許斐儀七氏藏 (圖版第一七二)

許斐氏が多數の破片を漆で接合して一面に作り上げたもので、一部分に清白鏡の内行花紋帶を混じてゐる様に見ゆる。

(16) 鑑鏡破片 多數 D地點採集 (c)項 中山平次郎氏藏(圖版第一八一第二九)
京都帝國大學文學部藏

この破片のうち約百箇は中山博士の所藏に係るが、別に若干の少數は東京京都兩帝國大學其他二三人士の所藏品となつてゐる、そのうち東京大學の分は震災に會つて燒亡に歸した。此の多數の破片から、中山博士は三十三面乃至三十五面の鏡を復原せられたが、今⁽¹¹⁾ま梅原末治君が新に研究せられた結果に由れば、確かなるもの凡そ左の二十一面となる。

- (イ) 夔鳳鏡 一面
 - (ロ) 重圈四乳葉文鏡 二面
 - (ハ) 方格四乳葉文鏡 一面
 - (ニ) 重圈精白鏡 二面
 - (ホ) 重圈清白鏡 三面
 - (ヘ) 内行花紋清白鏡 四面又は五面
 - (ト) 重圈日光鏡 三面
 - (チ) 内行花紋星雲鏡 五面又は六面
- なほ以上の外破片から形式の推知し得らる可能性あるものに左の數種がある。
- (リ) 清白鏡系統 四面以上
 - (ヌ) 内行花紋綠鏡片 若干
 - (ル) 蟠螭内行花紋系統鏡片 若干
 - (ヲ) 草葉紋鏡片 一個

即ち凡てを合して三十面に足りない數となり、中山博士の推定よりは數面を減ずるのである。此等復原せられたる鏡の詳細に就いては、本冊に附載した梅原君の別稿に譲ることゝするが、以上の諸鏡は概ね黒漆を帯びた精良なる白銅鏡であつて其の紋様の鮮確にして手法の精緻なる之を舶載鏡と見る可く、且つ前漢代に屬するものであると考へられるのである。

二、須玖岡本地點發見品 岡本部落中B、D、C地點に屬しない他の近接地から發見せられた諸品を擧ぐれば、(a)小字坂本の水田に於いて、大正六年三月排水工事の際、田面下一尺の處から銅銚一口を發見し、(b)小字辻に於いて大正十一年二月銅銚九口を發見した。(12) 此の發見地は岡本聚落の東南約四町、標高約四十米の地點であつて、此の附近に於ける最高の地勢をなしてゐる。桑樹栽培に際し、地下二尺内外の處から銅銚九箇が一括して埋没せられ地上には附近に見ない稍々扁平の人頭大の石が埋め立てられてあつたと云はれてゐる。(c)其他發見の狀

態の餘り確かでないもの、又た古く明治以前の發見に係るものがある。今ま以上諸發見品の品目を左に掲げやう。

(1) 銅・銚(狹鋒) 一口 坂本發見 (a)項 久我辰實氏藏(第二〇圖⁸)

鋒部缺失、現長一尺五分、袋部に耳はあるが孔を見ない。此の發見地點が果して最初の埋没地であつたかは疑問とせられてゐる。

(2) 銅・銚(廣鋒) 九口 辻發見 (b)項 一口 東京帝室博物館藏
七口 磯野七平氏藏
一口(殘缺) 高田半太郎氏藏

何れも鑄放しのもので、長二尺七寸四分乃至二尺八寸九分。此の九口の銅銚は鋒部と袋部とを交互にし、及部を上下に密接して埋没せられてあつた。(第二圖⁵) 斯る特殊な埋没方法は併し筑前國筑紫郡安德村原田、及び對馬國下縣郡奴加岳村大綱の遺跡⁽¹⁴⁾から發見の銅銚に於いても之を見るもので、對馬や本例の如く密接して存在して居つたのは、或は箱形の有機質の容器に納められて居つた爲であらうと故高橋健自氏は想像せられた。

(3) 銅・銚(狹鋒?) 一口 バンヂャクデン發見

『筑前續風土記拾遺』須玖の條に「岡本近邊バンヂャクデンと云ふ地より、天明の頃百姓幸作と云ふ者畑を穿ちしが、銅銚一本掘出せり、長二尺餘、其の形早良郡小戸、又當郡住吉社の藏にある物と同物也。中略銚は熊野社に藏置しが、近年盜取て失たり」とあるもので、高橋健自氏は小戸神社のものは模作であるが、住吉神社藏品狹鋒銅銚五口、クリス形廣鋒銅劍六口⁽¹⁵⁾から推して、恐らくは狹鋒銅銚であつたらうと云はれて居る。なほ此のバンヂャクデ

ンなる地點は岡本聚落の東南であつて前記辻に近接し、今も附近にパンジャ池と云ふ溜池がある。

三、須玖岡本及附近發見鎔范 以上二項に擧げた發見品の外、岡本各地點及附近にて發見の銅劍銅銚の鎔范が少なからず存在してゐる。これは前記發見とは別に記述するを便とするが故に、こゝに一括して擧げることにした。

(1) 銅・銚・鎔・范(廣銚) 一面 皇后峯發見

熊野神社藏(第二圖一)

廣銚銅銚の范であつて、古くから學界に知られてゐるものである。『筑前續風土記拾遺』須玖村の條に「皇后峯と云ふ山にて、寛政の頃百姓和作と云ふ者矛を鑄る型の石を掘出せり、先年當郡井尻村の大塚と云ふ所より出たる物と同じき也」云々とあるもの即ち之れである。とせられてゐる。二石を以て一范をなし、全長約二尺九寸、幅約五寸五分、厚二寸五分の砂岩製のもので、側面や裏面に穿たれてゐる孔は、面背二型を密着せしめるに役立つたものであり、鑄込みの湯口は袋部の下端に設けられてゐる。⁽¹⁶⁾なほ發見地皇后峯は中山博士の推究に由れば、岡本聚落の南約三町カミサンデンと稱する處から、パンチャクデンに至る一帯を指したものであらうとのことである。

(2) 銅・銚・鎔・范(廣銚) 一面 岡本 D 地點 元吉村源次郎氏宅地發見

和田千吉氏の報告に由れば破壊せられて原形を知ることが出来ないけれども、遺存する斷片により、砂岩製の廣銚銅銚の型であるといふ。⁽¹⁷⁾

(3) 銅・銚・鎔・范(廣銚) 一箇 岡本 元吉村百太郎氏(今久保山與三郎)宅地發見(第二圖二)

往年八木装三郎氏が携歸して、東京帝國大學文學部の藏品となつたものであるが、震災の際焼失してしまつた。此の筈は長八寸二分の殘片であつて、恐らくは廣鋒銅銚の型であり、鋒形の部分に焦げた痕跡があるのは、實際鑄造に使用せられたことを證するのである。と八木氏は云はれてゐる。⁽¹⁸⁾

(4) 銅・劍・銚・筈(殘闕) 一面 字エイダ發見

二石を以て一筈としたもので長二尺餘、後ち之を切斷して砥石として使用せられたものである。其の劍銚何れに屬するかは明にし得ない。エイダは岡本聚落の西北約一町今水田となつてゐる地である。

(5) 銅・劍・銚・筈(殘闕) 二箇 岡本 吉村良吉氏宅地發見 京都帝國大學文學部藏(第二圖3)

大正五年冬濱田博士梅原末治氏が此地を訪れられた際、吉村氏から京都帝國大學に寄贈せられたもので、二箇の斷片である。一は長二寸、幅三寸、厚一寸六分位を遺存し、銅劍の筈と推定せられる。(同圖3) 二は長一寸五分、厚一寸六分の小破片で、その袂部から推定して廣鋒のそれに屬する様に見える。

(6) 銅・銚・筈(殘闕) 二箇 岡本 熊野神社後方發見 中山平次郎氏藏 京都帝國大學文學部藏(第二圖4)

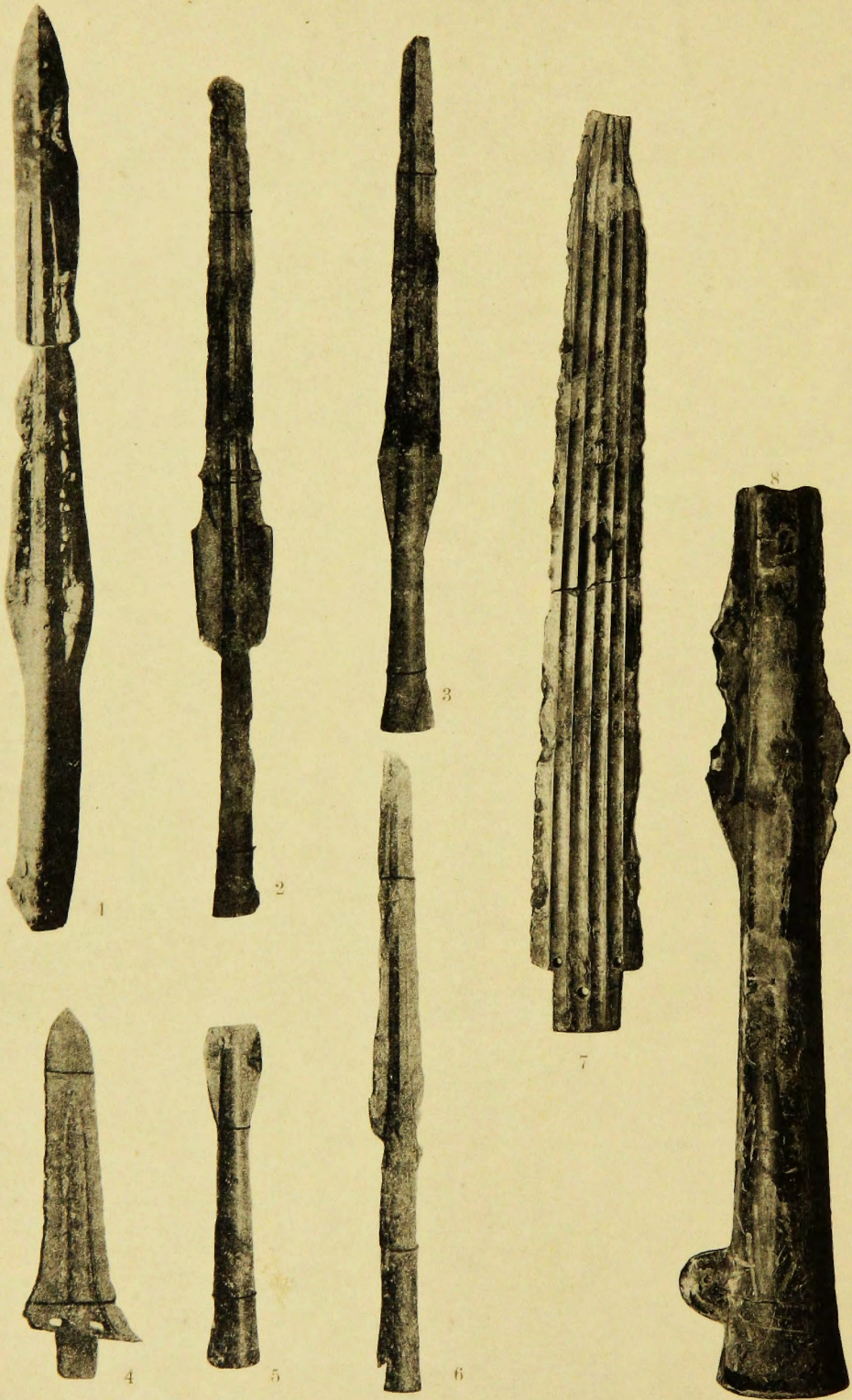
昭和三年の出土に係り、中山博士に由ると、長二寸幅三寸餘、厚二寸許の袋部下端であつて、此の端の側面に紐掛けの溝があり、兩筈緊縛に役立たしめたものであらうと云はれる。

廣鋒銅銚のものであらう。⁽¹⁹⁾ 又た今春、久我氏が獲得された廣鋒の殘缺がある。(同圖4)

(7) 銅・銚・筈(廣鋒)(殘闕) 一箇 岡本 吉村政吉氏宅地發見 森本六爾君藏⁽²⁰⁾

(Fig. 20)

第二〇圖
須玖發見銅劍及銅鉞

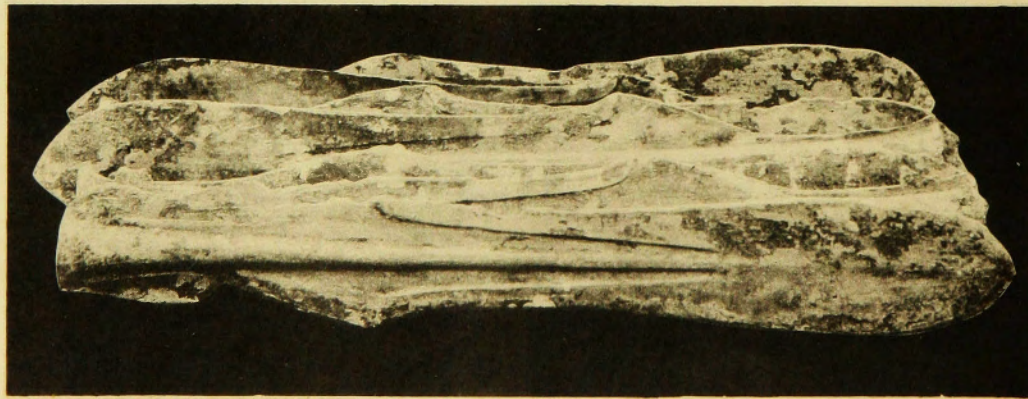
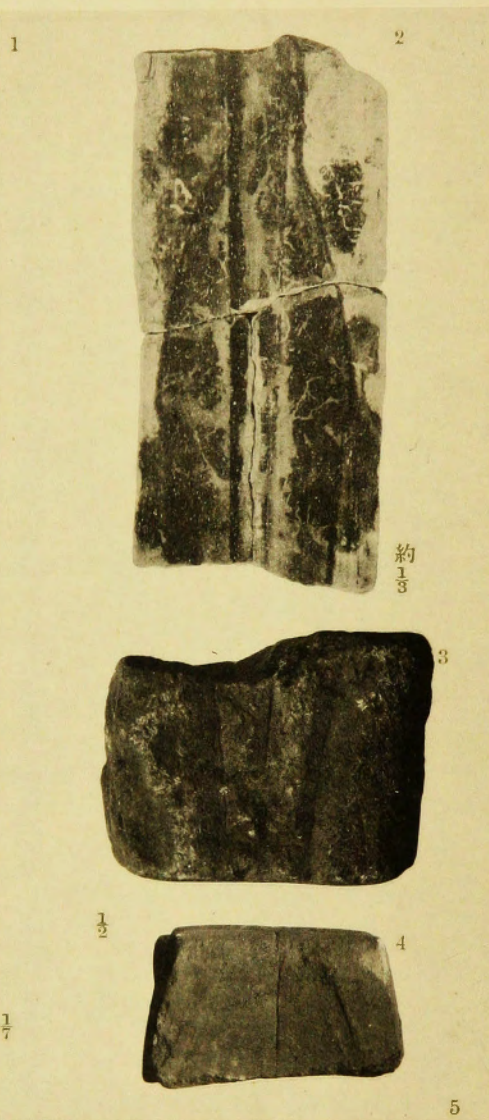
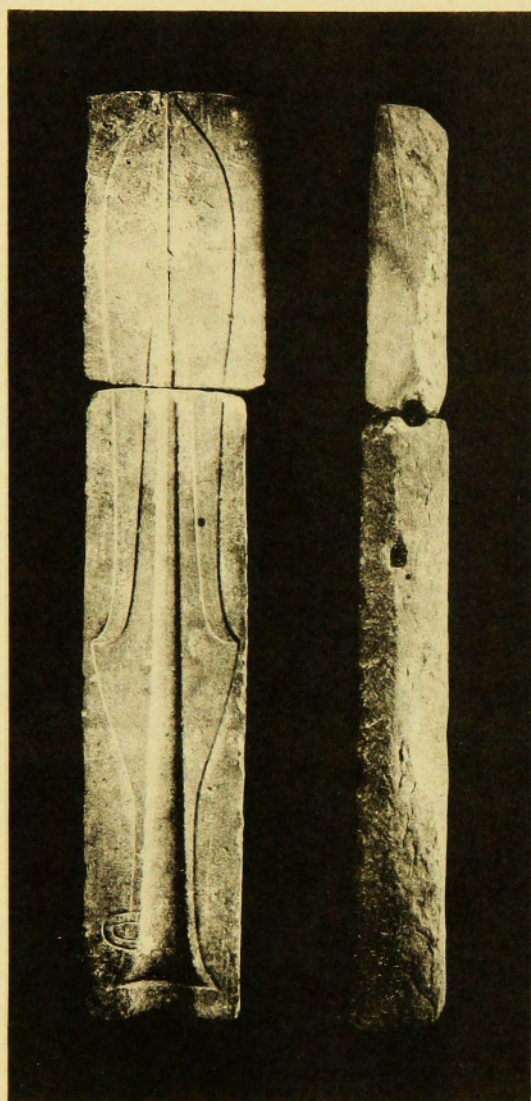


(1) - (7) 岡本¹⁾地點發見銅劍銅鉞 (8) 須玖坂本發見狹鋒銅鉞

(Fig. 21)

第二一圖

須玖發見鎔范及銅鉞



- (1) 傳皇后峰發見廣鋒銅鉞鎔范
- (2) 吉村百太郎宅地發見銅鉞鎔范
- (3) 吉村良吉宅地發見鎔范
- (4) 熊野神社後方發見鎔范
- (5) 辻發見廣鋒銅鉞

約 $\frac{1}{3}$

$\frac{1}{2}$

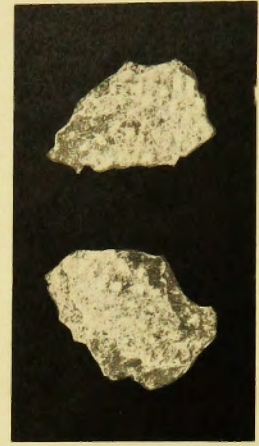
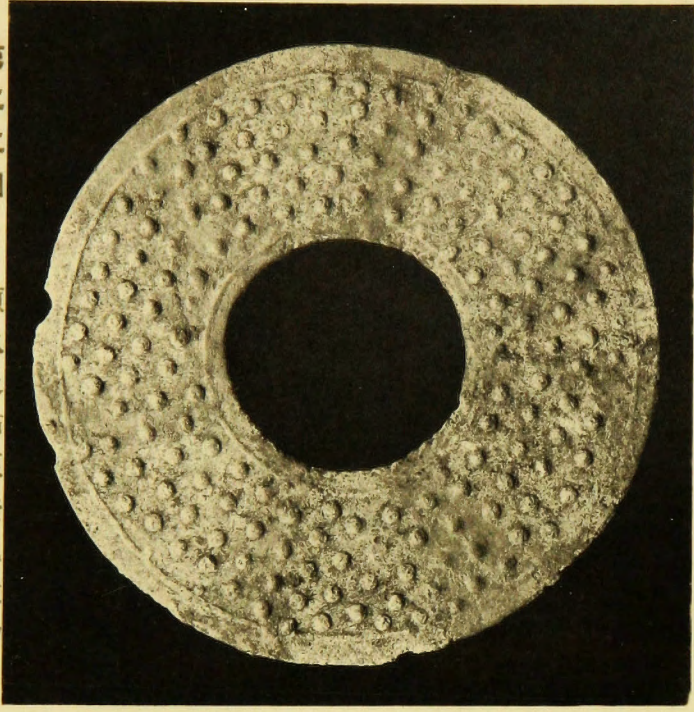
$\frac{1}{7}$

5

(Fig. 22)

第二二圖

須玖及櫛原發見遺物



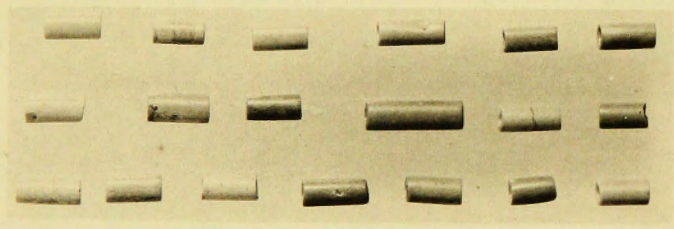
1

(1) 須玖岡本D地點發見玻璃壁殘缺



3

(3) 支那發見玻璃壁



2

(2) 須玖岡本D地點發見玻璃勾玉



1

(4) 久留米櫛原發見碧玉製管玉



1

(8) 銅・銚・鎔・範(廣鋒)(殘闕) 一箇 岡本某地點發見(昭和二年) 本山彦一氏藏

斯の如く須玖岡本發見の遺物は頗る豊富であつて、甕棺類の外多數の銅劍、銅銚、鑑鏡をはじめ、玻璃製勾玉、同小玉、鹿角製管玉及銅銚、銅劍、鎔、範等を出し、我々の今次の發見品が其の如何なる部類に屬するかを知ることが出来る。

〔註〕(1)第一章第二節二參照。中山博士「銅銚銅劍發見地の遺物追加」(前出)。

(2)第一章、第二節、四參照。中山博士「明治三十二年に於ける須玖岡本發掘物の出土状態」(前出)。

(3)第一章、第二節、三參照。中山博士「大甕を發見せる古代遺跡」(前出)。

(4)文學博士黒板勝美氏「福岡地方旅行談」(考古學雜誌、第四卷第六號)、同高橋健自氏「銅銚銅劍の研究」。

(5)梅原、藤田兩君「南朝鮮に於ける漢代の遺跡」(前出)。及梅原君「トロント博物館の支那古代の壺と利器の二三」(歴史と地理、第十五卷第五號)。高橋博士「銅銚銅劍の研究」。

(6)後藤守一氏「硝子製壺斷片」(考古學雜誌、第十一卷第十二號)。

(7)『世界美術全集』第二卷に掲げられ、田邊孝次氏の解説に、前田家の記録に文政元年戊寅二月、日向國那珂郡今町村農

佐吉所有の字王之山から掘出し、石棺中に古玉古鐵器三十餘品あつた一であると記されてある。

(8)中山博士「爾後採集せる須玖岡本の甕棺遺物硝子製勾玉の新發見」(考古學雜誌、第十八卷第六號)。

(9)富岡謙藏氏「九州北部出土の古鏡に就いて」(中山博士「銅劍銅銚發見地遺物追加」(前出))。

(10)富岡謙藏氏「古鏡の研究」、高橋博士「銅銚銅劍の研究」。

(11)中山博士「須玖岡本出土の鏡片研究」(考古學雜誌、第十八卷)。なほ詳細は別稿梅原君論文參照。

(12)中山博士「九州北部に於ける先史原史兩時代中間期間の遺物に就いて」(考古學雜誌、第七卷第十號)。

(13)中山博士「須玖新發見の廣鋒銅銚」(考古學雜誌、第十二卷第十二號)。島田寅次郎氏「須玖岡本の辻より出たる銅銚」(福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書、第一輯)。

(14)八木契三郎氏「九州地方遺跡調査報告」(人類學雜誌、第七十五號)、及び「對馬國新發見の銅銚」(考古學雜誌、第九卷第五號彙報欄)。

(15)高橋博士「銅銚銅劍の研究」(前出)。

(16)同上、こは江藤正澄氏がはじめて「人類學雜誌」(第二十四號)に紹介せられ其後若林勝邦古谷清氏等の報告がある。

(17)高橋博士「銅銚銅劍の研究」(前出)。

(18)八木契三郎氏「兩筑の遺物遺跡」(國學院雜誌、第十四卷第七號)。

(19)中山博士「須玖岡本の鏡片研究」(考古學雜誌、第十九卷第二號)。

(20)森本六爾君「日本青銅器時代地名表」參照。

第二節 他地方甕棺關係遺跡と遺物

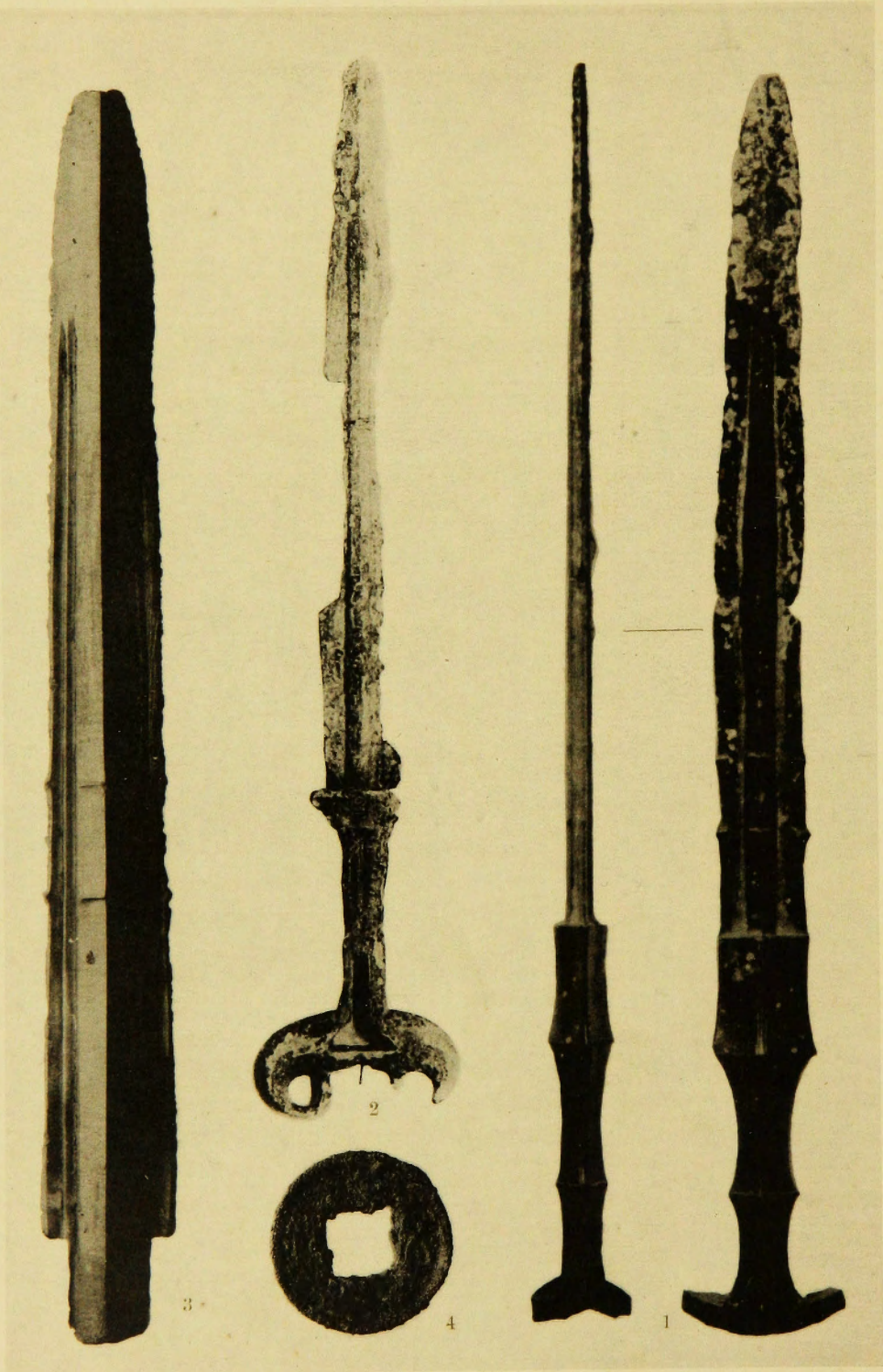
須玖岡本附近以外に於いても、甕棺關係の遺跡と遺物は其の數決して少くないが、何れも皆な矢張り九州北部に存在し、須玖とは其の距離餘り遠くない。此等の中でも、最も顯著な遺跡は、かの文政五年多數の遺物を出した筑前國糸島郡三雲村であるが、其他には同國井原、板付、福吉、鹿部、栗山、峯、二日市町と筑後國東、櫛原、肥前國、柚比等を擧げることが出来る。なほ海を距て朝鮮全羅南道羅州、潘南面及び京畿道餅店に於いても、稍々類似の系統に屬する遺物を出してゐるのは注意に値する。以下簡單に此等の諸遺跡に就いて記載しやう。

一、筑前國糸島郡三雲村遺跡　この遺跡は古く文政五年（西紀一八三二）の發見に係るものであるが、幸にも青柳種信の精密なる『筑前國怡土郡三雲村古器圖考』なる記錄の遺存するものがある。發見當時の状態と遺物の品目に就いて知ることが出来る。同書の全文は便宜本冊の卷末に複製附載してあるが、今ま簡單に其の概要を記して見ると、此の遺跡は同地の南小路にあり、地下三尺餘にして、有柄細形銅劍とクリス形狹鋒銅劍とが存在し、其の下に横臥して居つた合口甕棺から、大小三十五面の鑑鏡、狹鋒銅鉞二口、練物製の勾玉、管玉各一箇、玻璃製穀粒紋壁等を出したのである。此の甕棺に就いては、甕徑二尺許、深三尺餘、二つとも同じ程なり、甕の腹に帶二筋ありて、繩を繫ぐべき構と見えたり、此甕も素燒物なりと記され、其の形狀は須玖岡本に於いて我々の發掘したものと酷似することが知られる。然るに發見遺物中今僅に有柄銅劍と、内行花紋精白鏡一面とが博多の聖福寺に藏せられてゐるのみで、其他のものに至つて

(Fig. 23)

第二三圖

九州及朝鮮發見銅劍等



(1) 筑前三雲發見着柄銅劍
 (2) 肥前柏崎發見着柄銅劍
 (3) 朝鮮黃海道黑橋面發見銅劍
 (4) 同上發見五銖錢

は、『古器圖考』に記す所に由つて明かにする外はない。此の遺跡地に就いては我々は中山博士の調査に負ふ所が多く遺物特に鑑鏡に關しては故富岡氏の論文を參考す可きである。(3)

さて遺物中最も注意に値するのは前記聖福寺に傳ふる有柄細形銅劍(第三圖1)と鑑鏡(第三圖1)などであつて前者の類例は肥前國東松浦郡久里村柏崎發見品(第三圖2)に其の一を見る外には朝鮮慶尙北道慶州郡外東面入室里出土品に之を知るのみである。此の入室里(5)と三雲村の兩例に於いては柄は節狀をなし同一系統に屬す可きものであるが故高橋博士は此の系統のものを以て支那の細形銅劍に見る把握部に二ヶ所の節狀突起あるものと聯關せしめられてゐる。(6) 柏崎のものは前二者とは全く殊つた形式に屬し高橋博士の所謂觸角形をなすものであり西比利亞エニセイ河上流地方發見の獸形を柄頭とする手法に似てスキタイ式を多分に有するものであるが其の製作は因より支那本土に於いてなされたものであらう。(7)

次に鑑鏡類は大小三十五面を數へたのであるが、『古器圖考』にある「徑九寸背紋なし圓規三匝緣薄し」とあるは重圈素文鏡、「徑六寸三分緣薄く背に雷紋あり」とあるは四乳雷紋鏡、「徑五寸五分背に圓圈七匝」とせるは渦紋帶精白鏡、「徑五寸三分亦二重に識あり」とせるは重圈精白鏡、「柑子割と云ふ小紋の如くにて八辨あり中臺は木瓜」とせるは内行花紋精白鏡を指したものであつて、其のうち最後のものゝ一が即ち聖福寺に遺存してゐるのである。斯の如く重圈素紋鏡と雷文鏡とを除いた外全部は所謂精白鏡の類に屬し其の二十六面は恐らく内行花紋鏡系のものであつたと推測せられる。

二、筑前國糸島郡三雲村井原遺跡

これは前記の遺跡に隣れる處であつて天明年間(西紀一七

八一—八八)遺溝と稱する地點から、一箇の甕棺を發掘し、數十の鑑鏡、巴形銅器、鏡の板の如きもの、刀劍類を獲たと、同じく青柳翁の『古器圖考』に載せられてある。この地からは銅劍の類は出て居ないが、其の代りに鐵器類を伴つてゐるのは注意す可く、鑑鏡は凡て破れてゐるが、何れも所謂方格四神鏡の類であつて、三雲や須玖の出土品に比して、稍々時代の遅れるものたることを思はしめる。又た巴形銅器は讚岐、信濃、其他近畿、中國などの古墳からも發見せられ、特殊の銅器として興味を惹くものである。⁽⁸⁾尙完好なるクリス形銅劍の鎔範も附近から出てゐる。

三、筑前國筑紫郡那珂村板付遺跡 この遺跡は元と二畝内外の圓形封土狀をなしたものであつたが、大正五年八月、その上の三ヶ處にて約六口の甕棺を發掘し、その内から狹鋒銅鉞三口と細形銅劍四口とを獲たと云ふ。尙ほ同一地點及び附近から磨製石斧と磨製石劍の破片とが出土した。⁽⁹⁾

四、筑前國糸島郡福吉村吉井遺跡 大正の初め、鐵道工事用の土砂採掘に際し、多くの合口甕棺と彌生式土器とを發見した。この甕棺の一は、今ま東京帝國博物館に藏せられ、口徑一尺五寸許、胴部著しく張り出し、口縁部の縮約した形である。^(第二六圖)其後、中山博士の調査に由り、細形銅劍と銅の柄を附した異形鐵器とが甕棺中より出でたことを明かにせられたが、其の遺物は今ま共に亡んで見ることが得ない。⁽¹⁰⁾

五、筑前國糟屋郡内村鹿部遺跡 明治三十一年、同地皇石神社^{おほいし}の境内、社殿後方の小丘の中腹、地表下二尺五寸の處にて、水平に横はつてゐる合口甕の内から、細形銅劍とクリス形狹鋒銅劍の二口が出土したと云ひ、其のうち前者は東京帝國大學理學部人類學教室の藏に歸し、後者

はなほ皇石神社の神寶となつてゐる。⁽¹¹⁾

六、筑前國朝倉郡福田村栗山遺跡

この遺跡地は筑後川の支流たる本郷川と佐田川との間に出来た沖積臺地の一部である。大正六年中山博士の踏査に由り彌生式遺跡たることが確められ、其後大正十二年梅原末治君⁽¹²⁾は中山博士と共に此地の發掘を試み、口徑二尺の合口甕棺二箇を見出し、其の一には朱塊に混じた人骨片が檢出せられた。越えて大正十四年一月、家屋建設の爲め地均工事を行つた際、合口甕棺三箇と單甕棺二箇とを發見し、後者の石蓋のある一つから二連に並んだ貝輪(イモガヒ製)廿二箇と若干の人骨片とを見出した。(第二九圖I) 又た同年二月他の一地點の地下三尺の處から、偶然クリス形鐵劍一口を發見したのであるが、是は中山博士に従へば、其の形式は明かではないが、矢張り甕棺内の遺物であるに相違ないことである。右の鐵劍は關の一部缺損してゐるが、全長一尺二寸、關に近く一の穿孔があり、莖は折損したものと認められる。⁽¹³⁾

七、筑前國朝倉郡夜須村峯遺跡

これは寶滿川と支流曾根田川との間にある低い丘陵で、其の西端全部が甕棺群集の墓地である。鏡劍の出土地には「鹿島大明神云々」と刻んだ碑が立てられてゐる。大正十五年十一月の發掘に係り、合口甕棺の一方からクリス形鐵劍一口と、甕内から鏡鑑一面とが取り出された。中山博士に従へば、發掘せられた地域は約二十坪で、九箇の合口甕棺は地下四五尺乃至十尺位の處から出で、何れも斜位をなして居つた。而して鑑鏡を藏してゐたものは、就中大甕に屬し、而かも下甕は二重になつてゐたと云はれてゐる。⁽¹⁴⁾

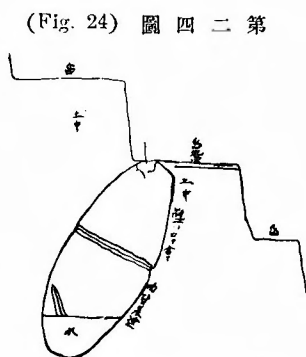
右の鑑鏡(第三七圖2)

は徑二寸九分の小鏡で、縁鏽甚しく圖樣鮮明を缺くが、所謂内行花紋清

白鏡に屬するものである。又た鐵劍は現存部七寸強、鋒端と關の一侧を失ひ、且つ鏽化の度の頗る大なるものであるが、關部に木柄の殘闕の遺存してゐることは、其の用法を窺はしむる有力な資料であつて、高橋博士の句兵説の傍證をなすものである。⁽¹⁵⁾

八、筑前國筑紫郡二日市町遺跡

これは安政年間、一箇の合口甕棺から銅劍一口と鏡一面とを出したものであつて、中山博士探訪の『銚の記』と題する記録に由つて之を明かにすることが出来る。⁽¹⁶⁾ 此の記には附するに三圖あつて、鏡と劍及び甕棺埋存状態等を現はし、頗る貴重な資料と云ふ可きである。(第二四圖) 遺蹟地は二日市町の東方峯と稱する處であつて、安政四年(西紀一八五七)耕作の際、瓶二つ口を合せ内皆朱塗とせる斜位稍々高き甕棺内の底部に近く、鋒部を上にする全長一尺三寸三分の細形銅劍一口と、棺の最下部に於いて徑凡そ三寸四分の内行



第 二 四 圖 (Fig. 24) 『銚の記』の瓶載所之圖

花紋星雲鏡と推定せしめる鏡を出したもので、此等の遺物は後ち太宰府天神社に奉納せられたが、今は其の所在を失してゐる。此の銅劍の鋒部を上にして存在して居つた事實は、我々が發見した須玖第一號甕棺のそれと全く反對であることは頗る注意す可き點であつて、中山博士は、死體の腐敗等に伴つて甕底に轉落したのであるとしても、此の際鋒端と莖端とが全く位置を轉倒したとは考へ難い」と云はれてゐるが、我々は寧ろ其の事の可

能をも信するのであり、従つて嚮きに想像した甕棺内に於ける屍體の位置に關する考説を、此の『銚の記』の記載を以て改める必要はないと思ふのである。なほ此の峯附近は中山博士が

既に指摘せられた如く、甕棺の多數が埋存する處であり、又た此の二日市と太宰府との一帯の地域は、古くから銅劍銅鉞の出土が多く傳へられる處である。⁽¹⁷⁾

九、筑後國久留米市東櫛原町石丸遺跡　これは中山博士に由つて甕棺埋存地域たることを證せられて居つた土地であるが、昭和二年十二月、其の一地點に於いて合口甕棺の上半除却せられ、下半部を殘存するものを發掘し、其の口部外側に於いて、内部から流出したと思はれる碧玉製小管玉十九個（京都帝國大學文學部藏）を發見した。⁽¹⁸⁾ 此等の管玉は何れも長さ二分乃至四分、直徑一分許の小形で、其の形式の先に擧げた須玖岡本發見の角製管玉に酷似してゐることが注意せられる。而して此の管玉は細小なるに關らず、其の穿孔直徑の半以上に達する大きさを有することは、穿孔後磨り減らして細くした手法を示すもので、此種管玉が製作上古式に屬するものであらうと推論せられたことを立證するに足ると思ふ。⁽¹⁹⁾

一〇、肥前國三養基郡田代村柚比字安永田遺跡　こゝは元と高臺をなして居つたが、大正二年五月耕地整理に際して、地下二三尺の處に於いて多數の合口甕棺を發見し、その或者からクリス形狹鋒銅劍一口に朱塊を伴へるものを出し、又た別に鐵劍二口を獲たと云はれてゐる。甕棺は口徑二尺、深さ三尺内外のもので、腹部に二條の凸帯あること、須玖發見品と全く其の形制を一にしてゐる。⁽²⁰⁾

一一、朝鮮京畿道餅店附近遺跡　これは加藤灌覺氏の注意に由り、梅原末治君の知り得られたものであつて、其の聞き書に據ると、大正二年頃、長さ一尺七寸許の莖の短い細形銅劍の類に入る可きものが、直徑五六寸、長さ二尺二三寸の陶質の土管内から發見せられたと云ふ。⁽²¹⁾

三、朝鮮全羅南道羅州郡潘南面德山里遺跡 大正六年十二月谷井濟一氏の發掘に係り、方形

若しくは圓形の封土の内部に數箇並存する筒形の大土棺に、稍々小形の同形器を挿入し、其の合せ目を粘土を以て被ふたものであるが、其の棺の大きさは外莢長さ六尺、口徑三尺餘、内莢長さ三尺、口徑二尺餘と云ふ大形のものである。内部から金銅製冠、履耳飾、玉類、環頭大刀、刀子、斧頭、鐵鏃等の裝身具、武器等を副葬した伸展葬の遺骸を葬つたもので、棺外には土器を並べてあつた。(第二八圖³⁾) 此の遺蹟に於いては、其の陶棺は我が甕棺に類似點を有してゐるけれども、遺物は少々後世の我が古墳發見品と同性質のものであることを注意す可きである。

以上の如く須玖岡本以外に於いても、甕棺と共に銅劍、銅鉞、鑑鏡等全く同性質の遺物を出す遺跡の存在を知り得るのであるが、此の外遺物を伴はない甕棺の發見せられた遺跡、又た甕棺と伴はない同様の遺物を出だした遺跡は更に少からず存在するのである。併しこれは我々の比較研究に於いて、其の價值も亦た少ないので、今は煩を厭ふて記載しないことにした。⁽²⁵⁾

【註】(1) 博多聖福寺では此の二品を以て、宋朝の榮西禪師將來品と傳へてゐる。

(2) 中山博士「三雲字南小路に於ける特殊埋藏物發掘地點」(考古學雜誌、第十三卷第九號)。

(3) 富岡謙藏氏「九州の北部に於ける銅劍、銅鉞及彌生式土器と伴出する古鏡の年代に就いて」(前出)。

(4) 黒板博士「福岡地方旅行談」(前出)に掲げられてゐるが、和田千吉氏の聞書に據ると、遺物は粗製組合石棺中より發見

せられたとある。

(5) 入室里の遺跡に關しては梅原、藤田兩君『南朝鮮に於ける漢代の遺跡』(前出)を見よ。遺跡の主體は一種の地下式墳をなし、遺物としては狹鋒銅鉞二、細形銅劍六、クリス形銅劍一の外、細線鋸齒文鏡一、小銅鐸二、小馬鐸二、笠形小銅器、銅環、柄付小鈴、鏑形鈴、銅製劍柄各一を數へられてゐる。

(6) 此種支那銅劍は把握に便にする爲め、組紐の類を纏いて使

用したことであらうし、三雲出土のものも亦之に類する方法を取つたと考へられる。入室里のものは其の柄表面に粟粒紋を印してあることからして、梅原君は本來革の如きものを纏いたことに、此の種の柄の起源の一半を歸す可きものでなからうかと云はれてゐる。(前註参照)。

(7) 梅原君は Eumorphionos 氏の蒐集品中にて、柏崎の發見例に酷似するものを紹介せられ、此種劔柄形式が高橋博士所説の如く、支那で成立したものであることを裏書し、従つて柏崎の遺品は支那製品が本邦に輸入せられたることを知ることが出来ると云はれてゐる。梅原君「有柄細形銅劔の一例」(考古學雜誌、第十七卷第九號)。

(8) 森本六爾君「巴形銅器考」(三宅博士古稀祝賀記念論文集)に十三所十五例を本として、第一類(截頭圓錐狀七脚式)、第二類(圓錐狀四脚式)、第三類(圓板狀座四脚式)の三に分ち第一類のものは金石併用期に、第二、第三類は古墳期のものとされてゐる。

(9) 中山博士「銅銚銅劔の新資料」(考古學雜誌、第七卷第七號)。
(10) 中山博士「筑前國糸島郡福吉村吉井發見物と推定すべき銅劔及異式の鐵劔」(考古學雜誌第十五卷第四號)
(11) 八木柴三郎氏「考古精説」古谷清氏「鹿部と須玖」(考古學雜誌、第二卷第三號)等の外、島田寅次郎氏「皇石神社の銅劔」(前出)等参照。

(12) 梅原末治君「筑前朝倉郡平塚の甕棺」(藝文、第十四年第八號)。
(13) 中山博士「筑前國朝倉郡福田村平塚字栗山新發掘の甕棺内遺物」(考古學雜誌、第十五卷、第四號)
(14) 中山博士「クリス形鐵劔及前漢式鏡の新資料」(考古學雜誌、

第十七卷第七號)。

(15) 高橋健自博士「銅銚銅劔の研究」第七章、第二節参照。
(16) 中山博士「銅劔及前漢式鏡の資料増補」(歴史と地理、第二十四卷、第六號)。

(17) 古く「百練抄」卷八、高倉院安元元年七八兩月の條に「十六日、安樂寺巽方嶺、銅銚十出來事、令諸道勘申」云々とあり、又た江上伯華の「古銅矛記」には、天明四年に太宰府片野山に於いて、クリス形銅劔十一口の發見を記し、後藤碩田の「尙古延壽」には、太宰府神社發見のクリス形銅劔の拓影を載せ、矢野一貞の「筑後將士軍談」には「太宰府より石に比々良木の葉の形を彫たる矛の筈を掘出せり」と云つてゐる。(以上八木氏「考古精説」に據る)。

18) 島田、水野「北九州に於ける甕棺調査報告」(前出)。

(19) 「出雲上代玉作遺物の研究」(京都帝國大學文學部考古學研究報告、第十冊)

(20) 中山博士「大甕を發見せる古代遺跡」(考古學雜誌、第十一卷第二號)。

(21) 梅原末治君「銅劔銅銚に就いて」(史林、第八卷第三號)に始めて紹介せられ、其後「南朝鮮に於ける漢代の遺跡」(前出)に悉く記されてゐる。

(22) 谷井濟一氏の發掘調査に係り、朝鮮總督府「大正六年度古跡調査報告」に簡單な報告が出てゐる。其後同總督府「博物館列品圖録」第三等に甕棺などの寫真が出てゐる。

(23) 「日本發見銅劔銅銚銅鐵聚成」(京都帝國大學文學部考古學研究報告、第七冊) 及森本六爾君「日本青銅器時代地名表」等参照。

第五章 後 論

第一節 合口甕棺、其の埋葬狀態

以上我々は須玖岡本に於ける吾人の發掘を叙し、其の遺物を記載し、なほ既往に於ける同地發見の遺物と、之に關係ある他地方の遺蹟遺物に就いて述べる所があつたが、今や此の篇を終るに臨んで、此の遺跡に於ける中心遺物たる合口甕棺に就いて、其の一般的特徴を概觀し、併せて此の特殊の葬法の起源と年代に關して、少しく考察を試みやうと思ふ。

さて甕棺とは土製の甕を以て屍體を包藏する一種の棺槨であり、世界各地に古くから行はれ、就中西亞、ソボタミヤ地方に於いて、其の顯著なる發現を見るのであるが、東亞地方に於いても支那朝鮮などに其の例を認められるのである。我國に於ける甕棺にも大體二種の別がある。即ち一は一箇の甕を用ゐるものと、他は二箇の甕を其の口縁部に於いて合せて使用するものであつて、前者を單甕棺と呼び、後者を複甕棺若しくは合口甕棺と名ける。而かも我々が今ま取扱はんとするものは、此の合口甕棺であつて、此の特殊なる棺槨が、又た自から特殊の文化時期の産物を構成してゐることは既に述べた所であり、後節更に之に論及せんとする所である。

此の合口甕棺及びそれと同時代の單甕棺——の我國に於ける分布は、云ふ迄もなく西部日本、特に九州北部に於いて濃密であり、筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後の一圓に及び、なほ本州及び朝

又た板付峯の如き遺跡も集群を示すものであつたが、特に這回我々の發掘した須玖岡本の遺跡に於いては、十箇の集群が完全なる記録を以て發見せられた。斯の如き集群をなしてゐる一箇の墓地は大體に於いて多くの年處を隔てない、略ぼ同時代の埋葬たる事を推察せしめるのみならず、岡本B地點第一、第二兩棺の如く相接するものは、特に被葬者間の親近關係をも揣摩せしめるものがある。但し梅原君の發掘に係る筑前朝倉郡平塚の遺跡に於けるが如く、甕棺が上下相重なつて埋存してゐるのは同一墓地に於いても、若干の年代を隔て前に埋葬した棺に對する地上の標識若しくは記憶の失はれたことを思はしめる。さて埋葬せられた甕棺の地上に於ける標識は如何なるものであつたらうか。これを全く具へて居なかつたとすることは不穩當であるとして、多くの場合今は已に失はれて之を遺物の上に證することは困難である。或は今なほ諸地方にも見るが如き、餘り大きくない自然石を置き、或は木材の如きものを樹て、あつた場合には、容易に此等は失はれてしまうのである。たゞかの岡本D地點の如き大石は、既に述べた通り、一種特殊の標識であつたと考へるに何等の不都合はない。而して又た或る場合には、墳丘狀の封土の設けられたことのアつたらしいことは、峯の遺跡に於ける隆起的地形や板付に於ける圓墳狀のもの、存在によつて想察せらるゝが此等の場合に於いて、それは個々の埋葬の標識ではなく、數個の埋葬の集群を標示する目的を有した一種の家族墳壟の類であつたことは、其の實際の甕棺埋存状態に由つて知ることが出来る。

次に甕棺埋葬に方つて一定の方向があつたか否かと云ふに、從來或は其の主軸を東西にするものが多いと云はれて居つたが、其れは必しも事實ではない。岡本B地點の甕棺方向の區

々たること假令同一の主軸を取つて居つても、其の頭位反對の場合があることは、我々をして今日の知識に於いては甕棺埋葬に際して、多少地形等に左右せられた方向の多數的傾向は起つたとしても、別に宗教的觀念等に規定せられた一定の方向の存在を肯定せしむることは出來ないと云ふ外はない。

甕棺は岡本の例に於いて見るが如く、水平若しくは之に近い緩傾斜のものは少なく、寧ろ三十度前後の斜位を以て埋葬せられるを普通としてゐる。此の點に於いては、縄紋系土器を伴ふ石器時代遺跡の埋葬が、常に水平の位置にあるものとは其の趣を殊にしてゐることを認めなければならぬ。然らば何故に斯の如く三十度前後の傾斜をなして居るか、これには何等かの理由がなければならぬ。元來甕棺に使用せられる圓形の甕なるものゝ形態から察すれば、之を垂直若しくは其れに近い位置に置く可きであつて、之を水平に置くことは頗る不自然であり、且つ破壊し易いと謂はざるを得ない。されば小兒を葬る單甕棺の場合に於いては、縄紋系石器時代のものも亦た彌生式のそれのものも垂直に近く置かれてゐるのである。然るに合口甕棺なるものは、屍體を屈葬するものではなく、之を伸展葬位とするを本旨とするのであるから、元來なれば之を水平位に置く可きであるが、斯くては甕棺の破壊を招き易いので、之を三十度前後の斜位として伸展葬の意味にも叶ひ、且つ甕の耐久にも都合よくしたものと考へられるのである。これは我々が發掘の實際に徴して、常に水平位に近い甕棺は保存甚だ悪く、之に反して三十度前後の斜位を有するものゝ保存宜しきを得た事實を見たのである。或は此の斜位の埋葬は穿地の勞力の經濟から來たものであらうと云ふ人があるが、それは却つ

て水平に近い位置に埋葬する方が淺くして容易であり、三十度内外の斜位の埋葬は、少くとも地下四五尺を穿たなければならぬので、其の困難は彼に倍するのである。己に述べた如く、棺への屍體の葬置が墓地の現場に於いてなされたとするならば、水平位よりも斜位の方が遙に容易であるといふことも、亦た其の理由をなしたと見ることも出来るやう。

合口甕棺が縄紋系土器伴出の石器時代の埋葬に見るが如き、屈葬の爲に使用せられたものではなく、仲展葬の爲めに役立つたものであることは、其の兩甕略ぼ同大なる成人棺に於いては、全長が六七尺にも達する事實に由つて、容易に推察し得るのであるが、たゞ實際此等甕棺内に於いて屍體は全然消滅して、人骨の片影をも認めることの出来ない場合が多いのである。又た例へば筑前山家の甕棺に於けるが如く、略ぼ完存した人骨の殘存して居つた場合に於いても、其の發見の原狀を明かにすることを得ざる憾がある。(3) たゞ此の間に在つて、中山梅原兩氏の發掘に係る筑前平塚の第二號棺に於いて、上甕に頭骨下甕に脚部の骨が殘留して居つたと云ふ事實は、寧ろ珍らしい記録として擧げることが出来る。(4)

【註】(1) 森本六爾君「日本青銅器時代地名表」、甕棺の部に據ると、

破片及び推定を合して總數約一二〇ヶ所そのうち九州では

筑前(七〇)、筑後(二二)、肥前(四)、肥後(二)、豐前(二)

豐後(二)、大隅(二)、壹岐(一)、對馬(一) 本州では讚岐阿

波、出雲、因幡、長門、安藝、攝津、河内、尾張の諸國各

一、播磨(二)、大和(三)、近江(二)の類品を出してゐる。

(2) 梅原末治君「筑前國朝倉郡平塚發見の甕棺」(前出)。

(3) 清野謙次、平井隆、金關丈夫氏「福岡縣筑紫郡山家村の甕

棺より發見したる金石併用時代の人骨に就て」(人類學雜誌

第四十三卷第四號)。

(4) 註(2)參照。

(5) 但し我々の考察の結果に稍々反對なる事實は、昭和三年肥

後國飽託郡健軍村字神水發見の數個の甕棺(今熊本縣立師

範學校保存)に於いては下林繁夫君に據れば、人骨は屈葬

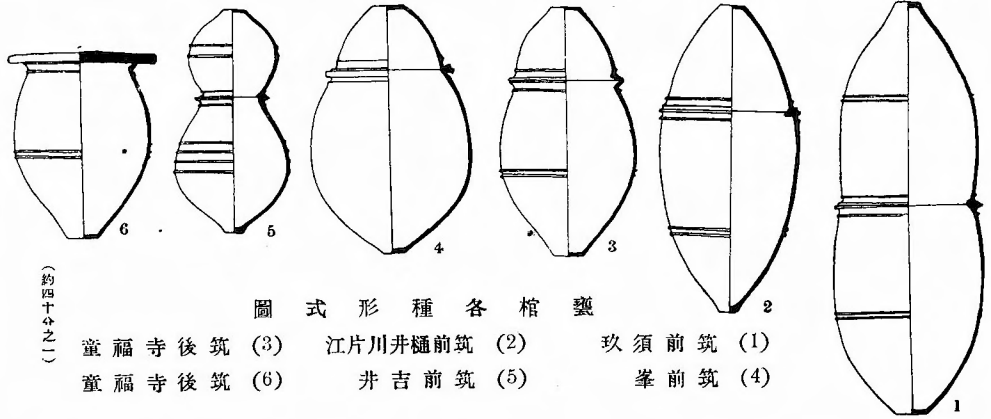
の狀態を取つて居つた様であると云ふ。但し此の甕棺は上

甕が特に蓋として發達せる單甕的のものである。これに就

いてはなほ次節を見よ。

(Fig. 26)

圖 六 二 第



合口甕棺の型式と其の起源

(約四分の一)

圖 式 形 種 各 棺 甕

童 福 寺 後 筑 (3) 江 片 川 井 樋 前 筑 (2) 玖 須 前 筑 (1)
 童 福 寺 後 筑 (6) 井 吉 前 筑 (5) 峯 前 筑 (4)

第二節 合口甕棺の型式と其の起源

合口甕棺は兩甕を合して、其の長さ二尺前後から七尺内外に及んでゐるが、要するに其の小なるものは小兒棺、大なるものは成人棺と認む可く、他の諸外國に於いては往々火葬の灰を納むる目的を有する、小さい甕棺の存在を見るが、我國に於いては當時火葬の行はれたことを肯定せしめる何等の證據もない。而かも此等の合口甕棺は、其の型式に於いて種々の差違があり、其の間自から發達の順序を示すかの如く思はれるものがある。今ま之を大別すれば、凡そ左の二類と一變種とすることが出来る。(第二六圖)

- 第一類 上下兩甕略ぼ同大同形のもの。(同圖一)
- 第二類 上甕著しく小形にして蓋の形式をなすもの。

(同圖二—五)

〔變種〕蓋を省略し、單甕の觀をなすもの。(同圖六)

この兩者のうち第一類のものは即ち我が須玖岡本の諸例をはじめ、筑前井尻平塚などのものに屬し、各甕は口径大なるも肩腹の張り少なく、胸部に二條の突帯を有するを

原則とする。但し此の類に於いても上甕は多少下甕に比して小なる場合が多い。(1) 第二類の者に至つては上甕の大きさは下甕よりも遙かに小さく其の高さを減じ一見器蓋の型式を具へてゐるが此の場合に於いても下甕は依然として第一類のそれと其の制を同じくする筑後寺福童筑前樋井川肥後神水等(くろみづ)のものがあり又下甕は稍々大形で胴張りの大きい筑前峯のもの或は下甕小形にして丸味を帶ぶる筑前吉井(東京帝室博物館藏)新町所出の如きものがあるけれども何れも此の第二類中に包含せらる可きものである。なほ此の第二類の一變種として下甕は全く前者と同一型式であるが其の蓋甕を省略し普通扁平な石材を以て口を被ひ一見單甕の觀を呈すること筑前平田寺福童などに於いて見るが如きものもある。(2) 此の種無蓋の甕棺を以て合口棺に前行する原始的單甕と見る人もないが我々は其の甕の形式等からして又た別に第一類合甕と伴存する事實等からして是は寧ろ後出の省略形式若しくは墮落形式として序列するの適當なるを信するのである。

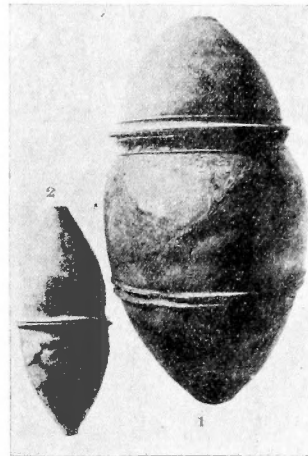
さて以上二類のうちでも第一類の合口甕棺は伸展葬位の屍體を容れる目的として最も好適なるものであるが已に述べた通り土甕の耐久力を考慮して之を三十度内外の斜位に埋置する慣例が生じた際に屍體は棺内に於いて自から屈曲して全伸展の状態を保持することが出来なくなり上甕は實際に於いて殆ど空虚の状態を來したに違ひない。當時の人も漸次此の事實を看取して上甕は下甕の如く大なるを要せず淺い蓋形のもので充分であることを知つたと思はれる。茲に於いてか乃ち第二類の合口甕棺の形式が発生し従つて又た伸展葬位に關する觀念も自ら變化するに至つたと見る外はない。思ふに繩紋式土器系石器時代に於

いて、棺槨を用ゐず單に土葬を行つた場合に在つては、屈蹲の葬位に關する、多少とも嚴格なる意識を伴つて居つたに相違ないが尤も其の際に於いても既に多少の例外若しくは寛和の事例がないではなく、嬰兒を甕中に葬つた際の如き、必しも屈蹲せしめたか否か明かでない。然るに彌生式土器系石器時代以後に於いて、屍體を伸展して埋葬する風習が發生し、これを甕棺に容れる場合に於いては、其の必要上から先づ上下兩甕同大の長甕が用ゐられ、今述べた如く又た遂に其の使用する棺槨に支配せられて、葬位に關する觀念が却て變化するに至つたと見られるのである。要するに始めは葬位に關する觀念に支配せられて、棺槨の形式が規定せられ、次いで棺槨が行はれるに及んで、却つて其の形式に據つて葬位が規定せられ、或は其の棺内に於ける状態が見られ難い理由(3)などからして、葬位が無視せられるに至つたことは、頗る考へ易い自然の現象であると思ふ。

凡そ甕棺の發達史上、單甕が其の最も最初の階段である可きことは、理論上からも、又た實際上からも承認せられる。古代人が日常生活に使用する容器たる土器のうちでも、大形にして口の廣いものは、嬰兒若しくは小兒の屍體を容れるに適當であるから、彼等が特に深い愛情の對象であつた「小さき者」の屍體を可及的に保護し、且つ保存せんとする動機からしても、此の甕棺の使用が生起したことは、獨り日本のみのことではない。古代埃及人其他に於いても屢々見られる現象である。而かも一度此の小兒を甕内に葬ることの便利なるを経験した以上、それを成人の屍體にも適用せんとする希望を生じたに違ない。然るに彼等が日常使用土器は普通此の目的に應ずるには餘りに小さいので、遂には此の目的を以て特別に大なる甕の製作

が起るに至つたと思はれる。勿論それには一方之に相伴ふ製陶術の發達がなければならぬ。處が恰も我が彌生式土器使用者の製陶術は、丁度之に應ずるに足るものであり、又た恐らくは此の甕棺の製作に刺戟せられて、大器製作の技術が大に進歩したとも想像せられるのである。さて前述の如く、甕棺は其の始め日用の容器たる甕を利用し、後には又た此の特殊の目的の爲めにも製作せられたと想像せられるが、我々の發掘した須玖岡本の甕棺の如きものは、果して其の孰れに屬するものであらうか。岡本A地點に於いては棺甕に近い大形土器、又た棺甕

(Fig. 27) 圖七二第



越船(2) 童福寺(1) 棺甕

のそれと同一なる口縁突帯を有する土器を發見したことは、既述の通りであるが、我々は棺甕と全然同一の土器を發見しなかつたのみならず、——又た假令之を發見したりとするも、それは棺甕として造られたものが捨てられたのかも知れない——當時斯の如き大形器が多數日常生活に使用せられたとは信せられぬから、特に棺甕として、斯く大きく造られたものであると、寧ろ穩當とす可きであらう。但し個々の場合特に小兒棺の如きに於いて、それが特に棺甕として造られたか否かを斷定することは、誰人も能くしない所である。⁽⁴⁾

最後に我々の考察しなければならぬ問題は、從來屈蹲の葬法が行はれて居つた我が民族間に、斯の如き伸展の葬法に由る合口甕棺が、何故に又た如何にして發生したかと云ふ問題である。⁽⁵⁾ 埃及に於ける王朝以前の屈葬に對して、王朝以後の木乃伊に由る伸展葬の出現は、曾つて

は新しい人種の渡來に歸せられたが、エリオット・スミス氏は此の人種の變改説を捨て、しまつた。⁽⁶⁾ 我國に於ける此の葬法の變革も、必しも之を人種民族の相違にのみ歸する必要はない。勿論彌生式土器文化が半島を経て此の島國に侵入した際、人種的要素が之に伴つて入り込んだと考へられるのであるが、それと同時に在來の人種的基礎を認めなければならぬ。のみならず、斯の如き葬法の問題は、暫く人種的血液の問題とは離れて、單なる文化習俗の問題として取扱ふて然る可きである。

我々は後節述べるが如く、合口甕棺と伴出する遺物の上から、此の甕棺の行はれた時代を西紀一世紀即ち王莽の時代の前後に其の中心を置き、彌生式土器の如き稍々進歩せる窯器の出現を以て、大陸文化の影響に歸せんとするものである。斯の如く大陸文化の流入を肯定する以上は、當時大陸に行はれたる葬法が我國に流入しないとは勿論必し難い。此の前後兩漢時代の支那及び朝鮮に於いては、屈葬は行はれず、仲展の葬位が用ゐられて居つたことは、南滿洲、朝鮮其他に於ける考古學的事實の之を證明する處であるが、斯の如き特殊ならざる仲展葬位の如きものゝ共通を以て、直に一方が他方の影響に由つて生じたとする様なことは甚だ危険であり、我々の直に同じ難い所である。

仲展葬位の問題は別として、合口甕棺其の者を以て大陸方面の影響に歸せんとする學者がないではない。支那に於いては最も古く、有虞氏の時「鯀大瓦棺」なる大甕の瓦棺が用ゐられたと云ふことが文獻に見え、⁽⁷⁾ 又た梁の天監年中丹陽山附近に於いて、甕棺を發掘したことが、『太平廣記』(百九十七卷)博物篇に引かれて居ることは、今や學者の熟知する處である。⁽⁸⁾ 即ち天監

五年、丹陽山南得瓦物、高五尺、圍四尺、上銳下平、蓋如合焉、中得劍一、盜具數十、時人識莫、沈約云、此東夷器、孟也、葬則用之、代棺、此制度卑小、則隨當時矣、東夷死、則坐葬之、武帝服其博識、語在江右雜事、出史系、とある記事であつて、其の「上銳下平」の形など、如何にも我が合甕棺に類し、却つて朝鮮潘南面のものとは似て居ない様に思はれる。沈約は東夷に日常使用の土器を棺槨に代用するもののあるを聞き知り居り、以上の如き解釋を下したのであらう。潘南面の瓦棺は固より梁代に近い時代のものとす可きであるが、沈約は必しも同時代に於ける東夷の風俗に就いての知識を有して居つたとするには及ばない。否な寧ろ稍々古い時代の東夷の俗を知つて居つたとする方が穩當であるから、稍々前代に屬する我が九州あたりの俗を指したものとしてみても何等の差支はない。

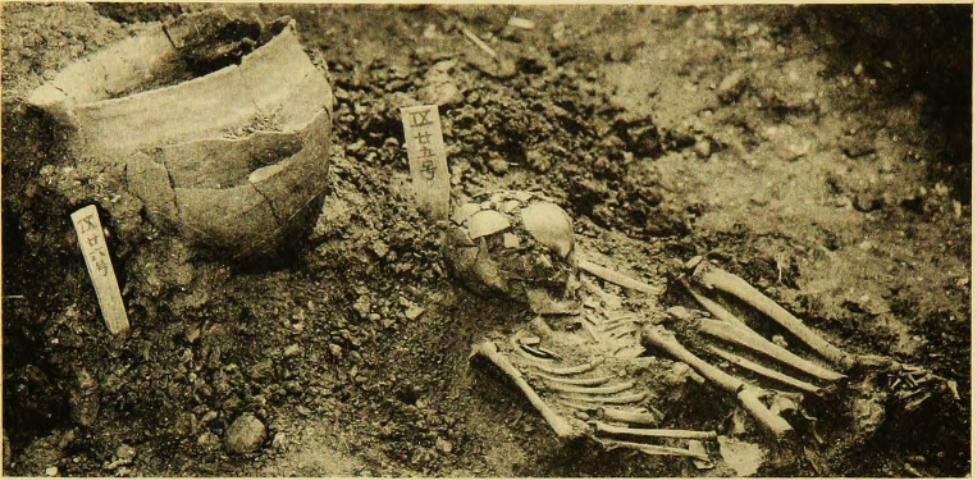
兎に角右の丹陽山發掘の甕棺は、支那人が認めて東夷の風俗としたものであるが、今日我々より見れば、是は當時支那に於いて其の普通の風俗でなかつたことを意味するだけで、其の以前古代支那に於ける甕棺の存在は、決して否定出来ないことは前に舉げた有虞氏の瓦棺の記事によつても想像することが出来る。『陶說』の著者朱琰が、右の丹陽甕棺を以て「虞之瓦棺」とした方が、寧ろ公平なる學者的見解であらう。又た南滿洲旅順牧羊城址附近に於いて、一昨年原田淑人氏等の發掘した三箇合成の甕棺（第二八圖）なるものは、周末漢初のものと思はれ、聊か形式を殊にしてゐるが、兎に角斯の如きものが當代に於いて支那文化圏に近い東方に存在して居つたことを明かに物語つてゐる。

併しながら此等の甕棺は何れも漢の盛時、或は前後兩漢の中間頃のものではなく、却つて其

(Fig. 28)

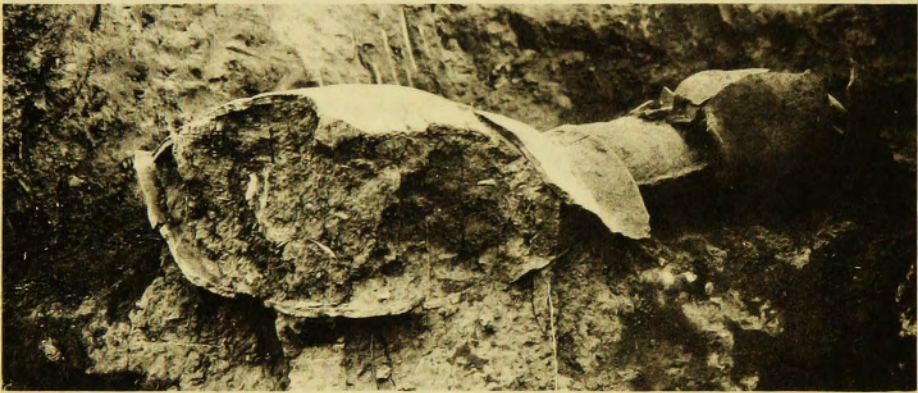
第二八圖

日本及滿鮮發見甕棺



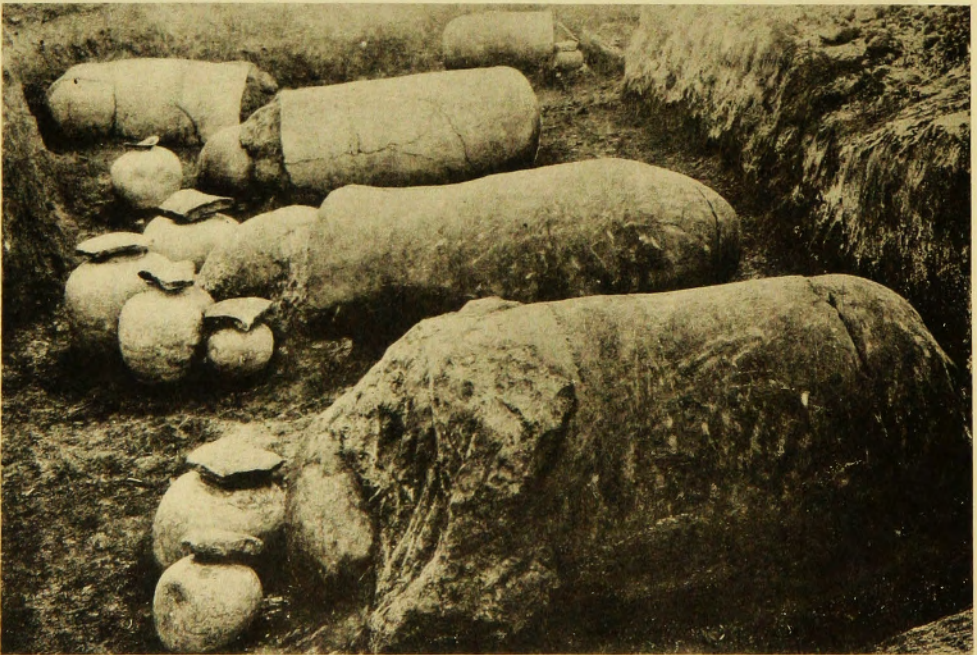
(1)

備中國淺口郡津雲貝塚發見甕棺及風葬人骨



(2)

滿洲旅順牧羊城址附近發見甕棺



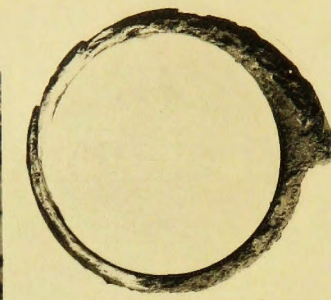
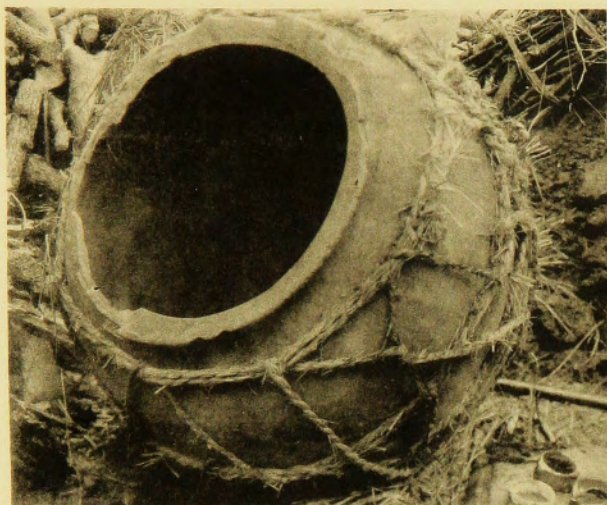
(3)

朝鮮羅州潘南面發見甕棺

(Fig. 29)

第二九圖

日本各地發見甕棺及箱式棺



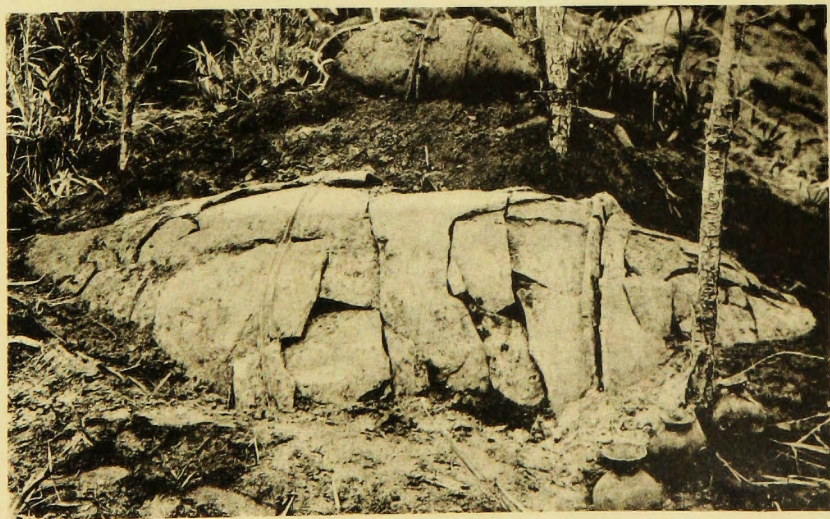
(1) 筑前栗山發見甕棺及貝輪



(2) 對馬白岳遺跡及同地發見銅鉞



(3) 筑後荒木村白口發見甕棺



の以前のものである。朝鮮半島から西日本に支那文化が東漸し又た其の結果製陶術の進歩が催進せられたとし、其の年代を周末にまで溯ることは或は出来やうが若し我が合口甕棺を以て此の支那文化の影響に歸せんとならば、南滿洲其他當時の文化の痕跡を認め得る諸地方に於いて、類似の甕棺の存在を實地に證明せられた後でなければならぬ。然るに今日までの知識に於いて、南滿洲や朝鮮に於いては、漢代の貝墓、甌木槨墳等の外甕棺に就いては前記の牧羊城附近の少例と、餅店の一例の外知る處なく、それも亦た我が甕棺と必しも類肖してゐないのみならず、他方世界各國に於いて獨自に合甕的の棺の存在の發達を見る以上は、之を以て支那文化の影響に歸するは未だ早計であらう。それよりも今日に於いては之を以て獨自の發達に歸して置く方が或は安全であるかも知れない。但しそれは其の可能を全然否定する譯でないことを注意して置く。

【註】(1)須玖岡本發見の十一例に於いて、上下兩甕同高のもの一、上甕の低きもの六、上甕の高きもの三を數へる。(本冊第三三頁表参照)

(2)中山博士の調査に由ると、筑前筑紫郡住吉村平田、同早良郡原村立石、同朝倉郡福田村栗山等から發見せられてゐる。此の外筑後三井郡小郡村寺福童、同浮羽郡船越村秋成等にも見るが、全體として其の數は極めて少ない。

(3)中山博士に據れば、栗山の單甕棺に於いては成長した三稜骨の發見があり、成人の屍體が容れてあつたものなることを推測せられる。従つて此の甕棺内に於いては、屈葬の位置を取つたものに違ひない。

(4)筑後浮羽郡船越村秋成發見の彌生式系統の合口甕棺は、全

合口甕棺の型式と其の起源

長二尺五寸、同大同形の兩甕を用ゐてゐるが、恐らくは日常什器を轉用したものとすも宜からう。(第二七圖2、京都帝國大學文學部藏)此地では曾て鳥居龍藏氏も發掘を試みられた。又た三河渥美郡福江町保美から單甕に小兒骨を伸展葬した單甕が出てゐるのも、同様日常の土器を利用してたものとして宜い。(大山柏氏「愛知縣渥美郡福江町保美平城貝塚發掘概報」、人類學雜誌、第三十八卷第一號)

(5)繩紋土器系石器時代に於いて、大多數が屈葬せられたことは、今更詳記する必要を見ない。河内國府(京都帝國大學文科大學考古學研究報告、第二、第四冊)備中津雲(同上、第五冊等)を始め、長谷部言人博士「石器時代人の蹲葬に就て」(人類學雜誌第三十五卷第一號)等を見よ。又た壺中に

納めたものに就いては、清野謙次博士「日本原人之研究」等を参照せよ。

(6) Elliot Smith, *Ancient Egyptians*. (London, 1916)

(7) 『禮記』卷二に「有虞氏有瓦棺、夏后氏堊周、殷人棺槨、周人槨置罌、周人以殷人之棺槨葬長殤、以夏后氏之堊周葬中殤以有虞氏瓦棺葬無服之殤」云々とあり、周代に於いて瓦棺も亦た單簡なる葬儀に用ゐられたことを言つてゐる。又た『周禮』考工記に「有虞氏上陶」とあり「舜至質貴陶器、鯀大瓦棺是也」註に鯀は大甕なりとせられてゐる。

(8) 朱瑛の『陶說』にも之を引いてゐるが、『太平廣記』に引かれてゐることは、梅原末治君「銅劍銅鉞に就いて」(史林、第八卷第三號)を見よ。梅原君は此の瓦物を以て、南鮮羅州遺跡のものに擬して居られる。『陶說』には按じて「此當是虞之瓦棺」と云つてゐる。

第三節 甕棺の年代と其の日本墓制史上に於ける位置

我々は今や最後に、上來述べ來つた我が合口甕棺の如何なる年代に屬するものなるかを論ず可き機會に到達した。甕棺其れ自體に於いては、たゞ其の製作様式等からして、漠然たる時代觀を立て得るに止まるのであるが、幸ひ之と伴存する遺物に由つて、而かも其の遺物は支那文化と深い關係を有するものであるから、我々は之に由つて稍々精密なる絶對的年代を考定することが出来る。此等の遺物中最も重要なものは、云ふ迄もなく鑑鏡と銅劍類とである。鑑鏡は此等遺跡發見全般の過半は、かの三雲と我が須玖の發見品を以て占めてゐる。而かも此等兩地の遺物の大多數は支那製品であることは、甕棺の實年代を考定するに最も確實な

(9) 原田淑人氏等の老鐵山麓牧羊城附近官屯子及龍王廟に於いて發見せられたもので、第一、第二の兩例は大小二箇の甕を、第三例は大中小三箇の甕を連續せるものである。其の詳細なる報告は近く出版せらる可き東亞考古學叢刊第二冊「牧羊城」に於いて發表せられる筈である。

(10) 二箇の壺形土器の口縁を合せて棺とすることは、廣く世界各地に見受けられる葬法である。古くはバビロン故地スメール (King, *A History of Sumer and Akkad*)、アツシリヤ (Perrot et Chipiez, *Histoire d'art dans l'antiquité* Tome II) 等の外隨處に認められる。此等に関してには、後藤守一君「甕棺陶棺について」(考古學雜誌、第十三卷第九號)を参照す可く、甕棺の起源に關しては、梅原末治君「銅劍銅鉞に就いて」(前出)森本六爾君「甕棺に對する一考察」『日本上代文化の考究』等にも述べられてゐる。

る根據を與へるものである。支那鏡鑑の年代論はなほ幾多の餘地を研究の上に存するものがあるにせよ、近年我が邦學者の努力に由つて著しく進歩し、略ぼ其の確實なる根據を立て得るに至つたと云ふことが出来る。そこで前章已に記載した此等鑑鏡の中、雷文鏡の如きは先秦代に遡り星雲鏡精白鏡日光鏡の類は、之を王莽を中心とする時期以前に列し、其の最も新しき型式と考へらるゝ夔鳳鏡すらなほ漢盛時の形式とすることは、今や一般學界に認容せられる學說である。然らば此等の鑑鏡を出し、而かも我が上代の古墳に於いて多く發見せられる此等以後の新しき形式の鑑鏡を伴はない本遺跡の年代は、已に略ぼ之を推察す可きであると同時に、其の鑑鏡の性質に由り、又た三雲の遺跡は須玖のそれに反して、或は多少古きを加へるものがあると云つても差支はないであらう。⁽¹⁾

次に銅劔銅鉞に至つては、これ亦其のうちに支那製作品を含むが、其れ自身に記銘はなく、形式亦た簡單である爲めに、年代の考定は鑑鏡に比して稍々漠然たることを免れない。此等の銅武器中細形劔や鉞の類が、果して周末に溯る可きか否かは別問題として、大體兩漢代のものたる可きことは、誰人も疑はない處であり、之に對して廣鋒乃至平形の劔鉞類が、形式論上稍々後に位す可きものであることも、亦た學者の一般に承認する所である。而かも此のうち細形の劔鉞は朝鮮黃海道黑橋面(第三圖³)に於いて、前漢宣帝の穿上横文五銖(神爵二年、西紀前六〇所鑄)(同圖⁴)と伴出してゐることは、其の恐らく前漢代のものたることを推測せしめる外、鑑鏡中に於いても古調を帯び少くとも前漢代に置かる可き細線鋸齒文鏡と伴出した事例は、長門梶栗濱、朝鮮慶州入室里、同大同郡反川里等に於いて認められるのである。⁽⁴⁾ 斯の如きは即ち細

形銅劍類の漢代中に於いても古き時期のものたることを證明するものであり従つて此等を伴出遺物とする合口甕棺の年代が漢代の而かも遅からざる時代に屬することを推定せしめるに役立つと思ふ。⁽⁸⁾

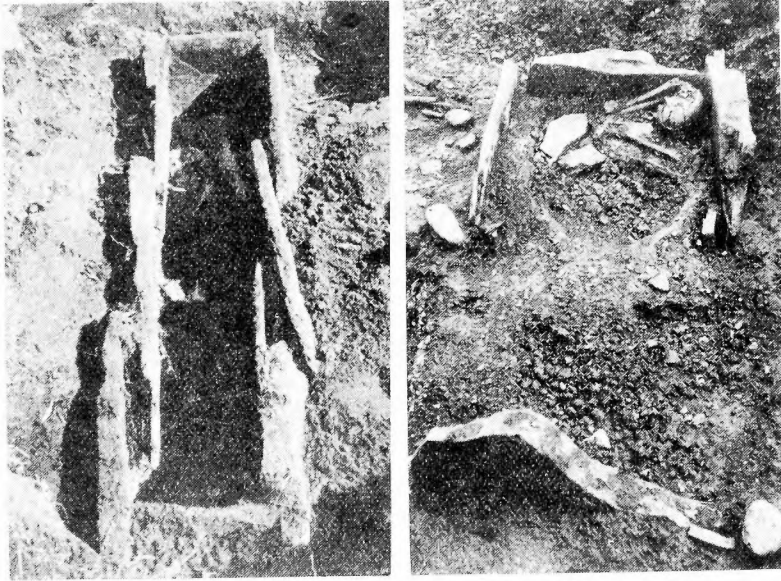
單一なる事例であるが三雲須玖出土の玻璃璧も亦た甕棺の年代考定に若干の重きを加へる。元來玉製の璧は支那周代から行はれてゐるが穀粒文の如き模様ある璧は前漢に入つて盛行した事は朝鮮樂浪に於ける發見例に依つて察せられるから同じ文様を持つた此玻璃璧亦略ぼ前漢代のものと考へられるのである。是が甕棺から發見せられてゐる事實は、即ち三雲須玖の遺跡を以て決して漢末或は六朝代のものとすることの出來ないことを語つてゐる。⁽⁶⁾以上鑑鏡銅劍類璧等の伴出物から歸納し得らるゝ甕棺の安全なる年代は少くも王莽を中心とする其の前後、即ち西紀一世紀を多く下らない時代であると云ふ可きであらう。而かも斯の如き考察は我々と共に他の多くの學者の説く所であつて、敢て特殊の考へ方ではない。

然らば斯の如く略ぼ年代の推定を経た合口甕棺は、我國の考古學的遺跡殊には我が墓制發達史上如何なる位置を有す可きかは、自から判明す可き事であらう。此者が繩紋系土器石器時代の後に來る可きは今更云ふ迄もないが、甕棺其れ自身が全く彌生式土器の手法に屬する點に於いて、此者が彌生式土器文化の一時期に入る可きものであることも亦た問題はない。而かも其の銅武器を伴出する事實は之を純石器時代に屬せしむることを不可能とするのであるが、一方に於いて同一遺跡から石器を屢々出だしてゐることは假令それが棺内から發見せられた程度の確實さを有せぬにせよ、なほ石器が一方日用の利器として使用せられて居た

所謂金石併用期 (eneolithic period) のものたることを推察せしむるのである。而して此の時期を西紀一世紀頃に置く可きことは又た他の遺跡に於ける王莽の貨泉の發見に由つて推測せられてゐる。⁽⁷⁾

第三〇圖

(Fig. 30)



(1) 肥前喜貝塚石棺

(2) 豊後土山古墳石棺

られてゐる。⁽⁷⁾

然るに此の銅劍銅鉞類は甕棺に伴ふのみならず、又た屢々他の一種の棺槨からも出土する。即ちそれは或は阿波式石棺と稱せられる**組合箱式石棺** (Zona cista) である。此の者は九州本島から西は對馬、朝鮮、東は四國、中國など、甕棺よりも更に廣い範圍に分布して居り、最も原始的なる棺槨であると共⁽⁸⁾に、又た稍々後の時代まで繼續したものであると考へられるが、其の銅劍類を出すものは、其のうち最も古い時代に屬する一類とすることが出来る。⁽⁹⁾而かも其の銅武器は甕棺と伴出する場合の如く、細形のものに限らず、廣形平形のものをも出すのであるから、此の組合箱式石棺は、甕棺と平行なる時代から、稍々遅れたる時代に行こなはれたものなることを推測せしめるのである。果して然らば我々は合口甕棺の盛行したる時代に次いで、此の組

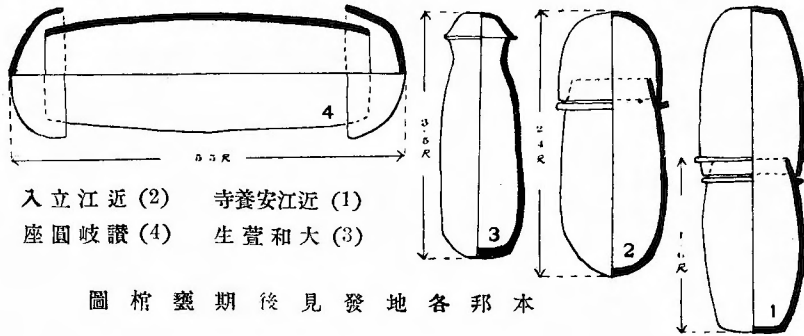
甕棺の時代と其の日本幕制史上に於ける位置

合箱式石棺が流行したと考へても差支はなく此の平石を以て四周を圍み蓋石を被ふ棺槨は、大なる棺甕を焼成するよりも簡單であり、到る處容易に其の材料を發見し得る等の事情から、遂に彼を壓して盛行するに至つたものとして宜いであらう。而してかの須玖等に於ける廣

形銅劔類は、恰も此の石棺の時代まで引き續き文化に浴して置つた地點であつたことを語るものに違ひない。⁽¹⁰⁾

斯くの如くにして合口甕棺は遂に衰亡してしまつたが、其の最下限は果して何時頃と定む可きであるか。副葬品を伴出すること稀なる甕棺の場合に於いて特に僅少の事例を以て臆測すること危険は免れないが從來此の種の遺跡から高塚古墳時代に最も多く現はれて來る神獸鏡の類の鑑鏡を全く出さない處から考へると、三國時代(西紀三世紀)には已に衰へてしまつたものとす可きであらうか。たゞかの筑後荒木村古墳(第二九圖⁽⁹⁾)から馬具、金環、祝部土器などと共に、石室様の構造のうちから出たと稱せられるもの⁽¹¹⁾、又た讃岐圓座の兩蓋圓筒式のもの、⁽¹²⁾如く、當初封土を有する豎穴式石室に埋置せられたもの、河内澤田の直弧紋を有する埴輪圓筒に兩蓋を具へたもの、⁽¹³⁾更には近江に於ける甕棺の如きものなどに至つては九州式の甕棺と云ふよりも、寧ろ朝鮮羅州古墳のそれと共に、⁽¹⁴⁾稍々後世に於ける時宜的應用の異例として取扱ふを以て穩

(Fig. 31) 圖 一 三 第



入立江近(2) 寺養安江近(1)
座圓岐讚(4) 生萱和大(3)

圖 棺 甕 期 後 見 發 地 各 邦 本

當とする。(第三一圖)

我國に於ける向後墓制の發達史は、此の甕棺系統の發展ではなく、甕棺と並行し、而かも其の後に接して盛行した組合箱式石棺の變化進展の歴史に外ならぬ。斯くて此の簡單なる石棺から、かの宏壯なる組合長持形家形等各種の石棺が現出し、一方封土の發達と共に、廣大なる墳丘の豎壙内に埋葬せられることゝなり、次いで大陸の影響等に由つて、石室古墳の發生をも見るに至つたのである。所詮合口甕棺は、纔に限定せられたる時期に於ける、限定せられたる地方に於ける一現象なるに止まつたのであるが、甕棺の技術なる彌生式土器の使用に至つては、なほ永く其の生命を保持して、土師器(埴瓮)として行はれるのみならず、次には同じく喪葬に關係ある方面に於いて新なる技術を開拓した。それは即ち埴輪樹物であつて、圓筒を以て墳丘を飾ることの外に、遂には人物動物等の形像をも作出して、我が古代彫塑界の異彩を放つに至つたのである。我々は埴輪を作つた土師の技術を以て、全く棺甕を作つた技術の連續であり、其の後裔であると思ふ外はないのである。朝鮮羅州の甕棺遺跡に於いて、其の墳丘に埴輪圓筒のものゝ存在することは、即ち此の見解を證するものであると云ふべく、而かもなほ特に石棺を模倣した家形陶棺を隨時隨處に見ることは、或る意味に於ける甕棺の隔世的復現とも譬ふべきであらう。

我々の甕棺に關する考察は之を以て終りとする。要するに合口甕棺なるものは、我が金石併用期に於ける彌生式土器なる製陶術の輸入と共に、地方的に發生した一箇の特殊の葬法で

ある。而して此の葬法の行はれたる地方は我が西陲大陸文化の最も容易に浸潤す可き自然的地方であり、畢竟周末漢初に於ける支那文化東漸の結果、遼東半島から朝鮮を経て、西日本に波及した漢文化の影響の一端を示現するものに外ならない。近時に於ける東亞の考古學的研究の進運が如何に此の方面の研究に大なる寄與をなしたか、今更茲に述べる必要はないが、⁽¹⁶⁾たゞ筑前博多の一角が歴史時代に於いても常に大陸文化と接觸する門戸であつた如くに、須玖三雲を含む此等の地方は、金石併用期に於ける大陸文化輸入の重要な「ステーション」であつたことを痛感するのである。甕棺の盛行した時代から略ぼ一二世紀を経て、『魏志』に現はれた未盧伊都、奴などの國は、皆な此處を去ること遠からぬ肥前及び筑前地方であり、奴國の如きは須玖の北方に接する一帯の地方とも推せられてゐる。⁽¹⁷⁾後漢光武帝中元二年(西紀五九)に與へられた印綬が、即ち天明年間筑前志賀島叶崎から出土した「漢委奴國王印」なる金印とすれば、我が須玖地方の如きは、此等後漢時代に於ける支那文化交渉の準備をなした舞臺の一部でなくてはならぬ。⁽¹⁸⁾史籍に記される交渉の事實の以前に之に先行する交渉が存在して、其の準備をなして居つた事例は、又た此處にも實證せられるのである。歴史の絶えざる連続は、先史時代と歴史時代とを不断の連続として見せしめねば已まないのである。

【註】(1)此の地方發見の鑑鏡に關しては、已に擧げたる富岡、梅原氏等の論文の外に、特に本冊に附載せる梅原君の論文を見よ。

(2)支那本土から發見せられる銅武器には、基部筋狀となつたものが多く、これに朝鮮樂浪に於いて秦戈(推定西紀前二

二二)と伴出してゐることに由つて、漢以前から行はれて居つた古い形式であることが想定せられる。(關野博士等、樂浪郡時代の遺蹟)我地に於いては此種の武器は未だ發見せられない。なほ當時別に鐵武器の存立をも認容す可きであらう。

(3) 高橋博士『銅銚銅劍の研究』(前出)参照。

(4) 此の長門梶栗濱の遺跡は、大正二年、鐵道工事に際し發見せられた組合箱式石棺の遺跡であつて、細形銅劍二口と銚齒文鏡一面の外塗色の土器數箇を出した。この特殊の鏡鑑は此の外大和吐田郷では小銅鐸と、朝鮮入室里では狹鋒銅銚二、クリス形狹鋒銅劍一、細形銅劍六、馬鐸、小銅鐸、劍柄等を伴出し、又たシベリヤ沿海州でも細形銅劍と共に發見せられてゐる。其他單獨には河内堅下、朝鮮忠南大寶面から出土し、少くとも前漢初半のものと考えられてゐる。

(5) 銅劍銅銚に關しては、高橋博士『銅銚銅劍の研究』をはじめ梅原君の論文を見よ。此等も皆な已に引用してある。

(6) 玻璃壁に關しては、第四章第一節を見よ。

(7) 濱田博士『甕子窩』(東亞考古學叢刊、第一冊)等参照。

(8) 此の種組合箱式石棺に似たものは、細紋式石器時代の遺跡にも存在することは、肥前有喜貝塚等の例に由つて知る可く(濱田、島田、小牧、肥前有喜貝塚發掘報告)、人類學雜誌、第四十一卷、第二號)、朝鮮金海貝塚の下部に於いても鳥居博士が發見せられた。(人類學雜誌、第三十七卷第十二號)。なほ側石のない蓋石のみの粘土棚の存在も認められるのである。(水野、島田、筑紫郡日佐村井尻塚群集地の古式墳墓)、人類學雜誌、第四十三卷第十號)

(9) 銅劍銅銚を出した箱式石棺は「日本發見銅劍器聚成」(京都帝國大學文學部考古學研究報告、第七冊)及び森本六爾君『日本青銅器時代地名表』によつて列擧すれば次の通りである。

對島佐護(廣銚) 同白岳(細、劍) 肥前柏崎(狹、銚、大形劍) 肥前谷口(クリス劍) 豊前ベウモリ塚(銚) 豊後美

甕棺の年代と其の日本墓制史上に於ける位置

和(クリス廣劍) 筑前前原泊(細劍) 筑後西畑(細劍) 長門富任(細劍) 伊豫妻島(銚) 朝鮮忠北屯浦面(細狹銚)

(10) 中部日本に發見せられる銅鐸は、略ぼ此の時代に於ける遺物と考へられるが、此の銅鐸に關する問題は頗る重要且つ複雑であるから、今は此處に接觸しないことにする。

(11) 後藤守一君「九州北部に於ける古墳の二三」(考古學雜誌、第十二卷第四號)。

(12) 上原準一君「特殊なる型式の甕棺を發見したる讃岐國香川郡園座村山崎の古墳に就いて」(考古學雜誌、第十一卷第六號)。

(13) 此の遺跡は河内國南河内郡道明寺村にあつて、大正十年九月の發見に係り、藤田、梅原兩君の踏査を経た。(梅原氏「銅劍銅銚に就いて」前出)。

(14) 梅原君「近江國野州郡守山町字立入古墳調査報告」(考古學雜誌、第七卷第十一號)島田、近江國栗田郡安養寺發見の筒形土器(同誌第十四卷第十二號)等参照。

(15) 谷井濟一氏「大正六年度古蹟調査報告」(前出)参照。尙ほ埴輪圓筒のものゝ存在は大正七年の春、同氏が同遺跡に於いて續行して發掘せられた時の發見であつて、同氏の聞書に據る。

(16) 濱田博士『東亞文明の黎明』、同『甕子窩』等参照。
(17) 中山博士「古代の博多」(前出)等参照。

(18) 『魏志』所載の諸國及び委奴國王金印に關する論文は煩を厭ひて今之を省略するが、『魏志』の本文は參考に便にする爲め、其の主要なる部分を次に抄出して置く。

「倭人在帶方東南大海中、依山島爲國邑、舊百餘國、漢時
有朝見者、今使譯所通三十國、從郡(臨津江口)至倭、循海

岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國(金海)、七千餘里、始度一海、千餘里、至對馬國、……又南渡一海、千餘里、名曰瀚海(臺岐)……又渡一海、千餘里、至末盧國

……東南陸行五百里、到伊都國……東南至奴國、百里……東行至不彌國百里……南至投馬國水行二十日……南至邪馬臺國、女王之所都、水行十日、陸行一月……」。

圖 二 三 第
(Fig. 32)



印 王 國 奴 委 漢